

第 8 次高齡者保健福祉計画 第 7 期介護保険事業計画

平成 30 年 3 月
東金市

はじめに

介護保険制度が平成 12 年に開始されてから 18 年が経過し、その間、サービス利用者数は制度創設時の 3 倍となる傍ら、サービスの提供基盤は着実に整備され、高齢者の暮らしを支えるものとして、定着・発展してまいりました。

その一方で、平成 37 年にはいわゆる団塊の世代すべてが 75 歳以上となり高齢化はさらに進行することが見込まれています。

このようななか、国では平成 29 年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、地域共生社会の実現を図るとともに、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されることが求められております。

今回策定いたしました、「第 8 次高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」は平成 30 年度から平成 32 年度までを計画期間とし、国の基本指針やガイドラインに沿いながら、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図り、介護保険制度の持続可能性の確保を確実に進めるための各施策の取組みを掲げ、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じた、自立した日常生活を営むことができるような地域づくりに取組みたいと考えております。

今後もこの計画をもとに、市民の皆様や関係機関の方々と連携・協働して推進し、鋭意取り組んでいく所存でございますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、慎重、かつ、熱心なご審議をいただきました東金市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇話会委員の皆様をはじめ、各種調査に貴重なご意見をいただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

東金市長 志 賀 直 温

目 次

〈総論〉

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景.....	2
第2節 東金市高齢者・介護保険施策の視点.....	3
第3節 高齢者・介護保険施策の動向.....	4

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置付けと法的根拠.....	6
第2節 計画の策定方法.....	7
第3節 推進体制の確保.....	8

第3章 高齢者を取り巻く現況と課題

第1節 高齢者に係る統計.....	10
第2節 要介護認定・給付の実績と推計.....	12
第3節 ニーズ調査結果等の概要.....	14

第4章 基本理念及び施策の展開

第1節 基本理念と基本方針.....	25
第2節 基本目標及び施策の体系.....	27
第3節 日常生活圏域の設定.....	32

〈各論1〉

第1章 基本目標1 健康で自立した生活を継続できるまち

施策1 健康づくりの推進.....	35
施策2 社会参加と生きがいの推進.....	40

第2章 基本目標2 住み慣れた地域で支え合いながら暮らせるまち

施策1 地域における支援体制づくり.....	47
施策2 生活支援サービス.....	51

第3章 基本目標3 高齢者にやさしい地域づくりの推進

施策1 高齢者の住まい・環境の支援.....	54
施策2 地域の見守り・支え合い活動の推進.....	56

第4章 基本目標4 介護サービスの充実と制度の安定的運営

施策1 介護等給付サービスの充実.....	60
施策2 介護保険制度のよりよい運営.....	60

〈各論2〉

第1章 第7期介護保険事業について

第1節 介護保険制度の改正点について	62
第2節 サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー	63

第2章 介護保険事業の実績と見込み

第1節 居宅（介護予防）サービス	64
第2節 地域密着型（介護予防）サービス	70
第3節 施設サービス	73
第4節 市町村特別給付	75

第3章 地域支援事業の実績と見込み

第1節 介護予防・日常生活支援総合事業	76
第2節 介護と医療の連携の推進	84
第3節 認知症施策の推進	85
第4節 在宅生活の継続を支える地域づくり	90

第4章 第7期介護保険事業の見込み

第1節 介護保険サービス等の見込み量	94
第2節 第1号被保険者の介護保険料	100

第5章 介護保険制度の円滑な運営

第1節 サービス基盤整備の方針	104
第2節 介護給付適正化の方針	105
第3節 円滑な事業運営の推進支援	106

〈資料〉

資料1 審議・協議に係る資料	110
資料2 法制度に係る資料	114

〈総論〉

第1章	計画の策定にあたって	2
第2章	計画策定の基本事項	6
第3章	高齢者を取り巻く現況と課題	10
第4章	基本理念及び施策の展開	25

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

これまで本市では、計画期間を1期3年とする「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的なものとして策定し、計画的な高齢者・介護保険施策の推進を行ってきました。

平成12年に開始された介護保険制度も18年が経過し、65歳以上被保険者数が約1.6倍、サービス利用者数は約3.3倍に増加し、介護に不可欠なものとして定着・発展しています。

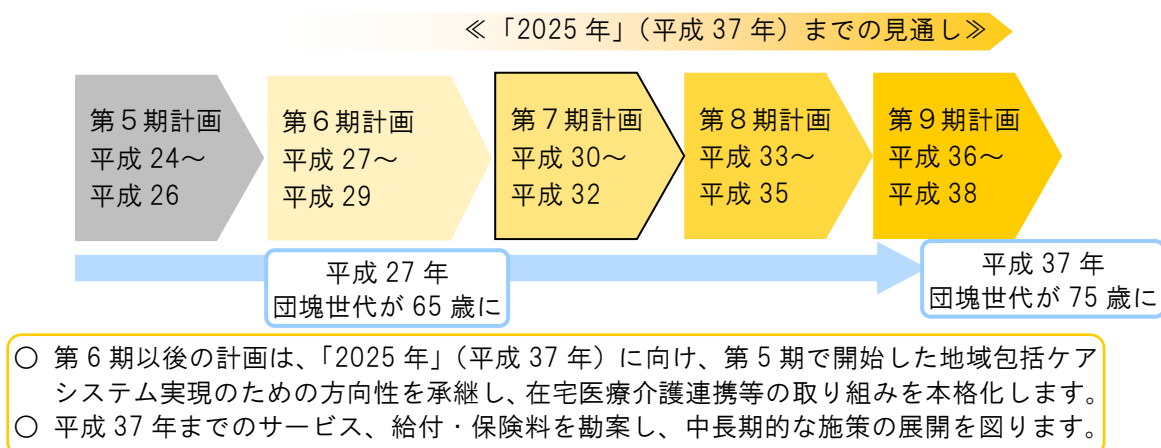
その中で、平成24年度（第5期計画）からは「地域包括ケアシステム」の理念が掲げられ、誰もが住みなれた地域で生涯を送ることのできる地域づくりが提唱されました。

また、平成27年度（第6期計画）からは、システム構築のための「地域包括ケア計画」に位置付けられ、全国的な介護予防・地域生活支援の仕組みの検討が求められました。それにより、地域支援事業が介護予防・日常生活支援総合事業として再始動しており、地域包括ケアシステムの実現のため、より一層の地域生活支援体制の構築が求められています。

これらの制度変更等の背景には、増加する高齢者と人口減少に伴う社会保障費の抑制があり、国全体の目標として、介護予防により介護保険を利用しない心身ともに健康な高齢者の増加や、要支援認定者の介護予防・日常生活支援総合事業への移行による制度負担の軽減など、近年の我が国が抱える社会課題が制度に色濃く反映されています。

こういった中で、平成30年度からの第7期計画期間に向けては、平成29年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

このような状況の変化に合わせ、本市では平成29年度に現行の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況等を検証し、新たな法制度の趣旨や地域・市民のニーズを踏まえ、高齢者が住みなれた地域で最後まで暮らし続けることができることを目的として、次期「第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定します。



第2節 東金市高齢者・介護保険施策の視点

平成28年度からの東金市第3次総合計画第4期基本計画において、高齢者・介護保険施策は「第2章 めくもりのあるまちづくり ー健康・福祉ー」に取りまとめられ、施策の方針を次の通り、設定しています。

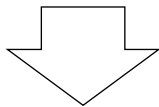
東金市第3次総合計画第4期基本計画

《9 生きがいと安心の高齢者施策の充実 今後の展開》

- ・高齢者が住み慣れたまちでいきいきと過ごすことができるよう、社会福祉協議会や民生委員との連携を図り、要援護者情報の共有化を推進しさらなる高齢者施策の充実を図っていきます。
- ・元気な高齢者が、知識と経験を活かしながら地域へ貢献できるような施策・体制づくり、新たな視点からの生きがい対策などを協議・検討し、引き続きシルバー人材センターへの支援及び活動の周知に努めます。
- ・老人福祉センターにおいて、書道や陶芸教室などを開催するとともに、長寿の会が行う各種活動に補助を行うことにより、引き続き高齢者の健康増進や生きがいづくりに取り組んでいきます。
- ・高齢者の日常生活における不安感を解消し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることができるよう、引き続き緊急通報装置の設置を進めていきます。

《10 安心して暮らせる社会保障の充実 今後の展開》

- ・介護保険については、在宅サービスと施設サービスのバランスの取れた基盤整備を行い、認定者が利用しやすい体制を整え、適正な事業運営を行います。



これまでの取り組み

趣味やボランティアは高齢者の余暇活動だけではなく、生きがいにつながる活動であることから、本市では地域生活の取り組みを進めるとともに、社会福祉協議会等の関係団体と連携し地域福祉の視点とともに、地域住民の自主的な活動への支援として施策を実施してきました。

また、施設サービスにおいて市内事業所を整備し、バランスの取れた事業運営を行うなど、円滑な介護保険事業の実施に取り組みました。

これからの取り組み

本計画では、これらの取り組みをさらに深化させていくため、高齢者の自立、地域活動、健康づくりといった「個」の活動を支援するとともに、介護者負担の軽減や円滑な制度運営、給付の適正化など、行政（保険者）としての役割を果たしていきます。

第3節 高齢者・介護保険施策の動向

(1) 一億総活躍と地域共生社会の構築

① 一億総活躍と介護離職ゼロを目指して

我が国は平成 28 年 6 月に「ニッポン一億総活躍プラン」において、「介護離職ゼロ」を方針の一つに掲げています。

これにより、主に

1. 介護負担による離職者の減少を目指す
2. 元気な高齢者の活躍を応援（支援）する
3. 高齢者の要介護度の重度化を防止する

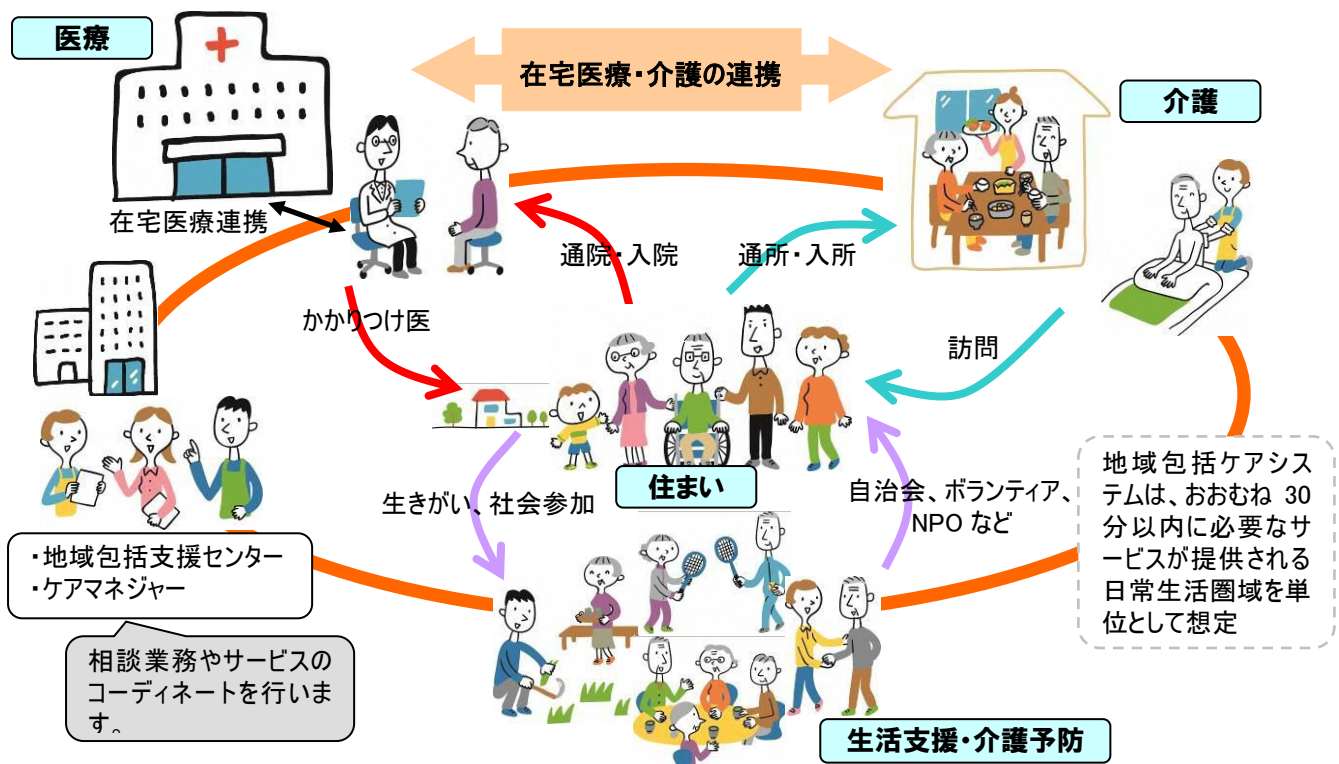
ことが高齢者福祉・介護保険分野において求められており、本計画における施策の重要事項となります。

② 地域共生社会の実現に向けて

厚生労働省は、平成 27 年 9 月に、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を示し、新しい地域包括支援体制の確立を核とした共生型の地域社会を目指すこととしています。

この考え方は、「ニッポン一億総活躍プラン」における「地域共生社会の実現」にも関連する（障害分野との整合、「障害者差別解消法」の成立など）ものであり、従来の地域包括ケアシステムを発展させたものとして改めて位置づけ、「誰もが差別なく住み慣れた地域で暮らし続けることのできる地域社会」の構築を目指す必要があります。

■ 地域包括ケアシステムの姿



(2) 介護保険制度見直しの主要論点

① 平成29年法改正のポイント

平成29年度介護保険制度改正に向けた動向としては、平成29年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、第7期計画に盛り込むべき考え方として、次の通り示されています。

■「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進（介護保険法）
- 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

- 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）
- 5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

② 第7期基本指針のポイント

「基本指針」において示された策定の主なポイントは次の通りとなります。

計画策定のキーワードとポイント

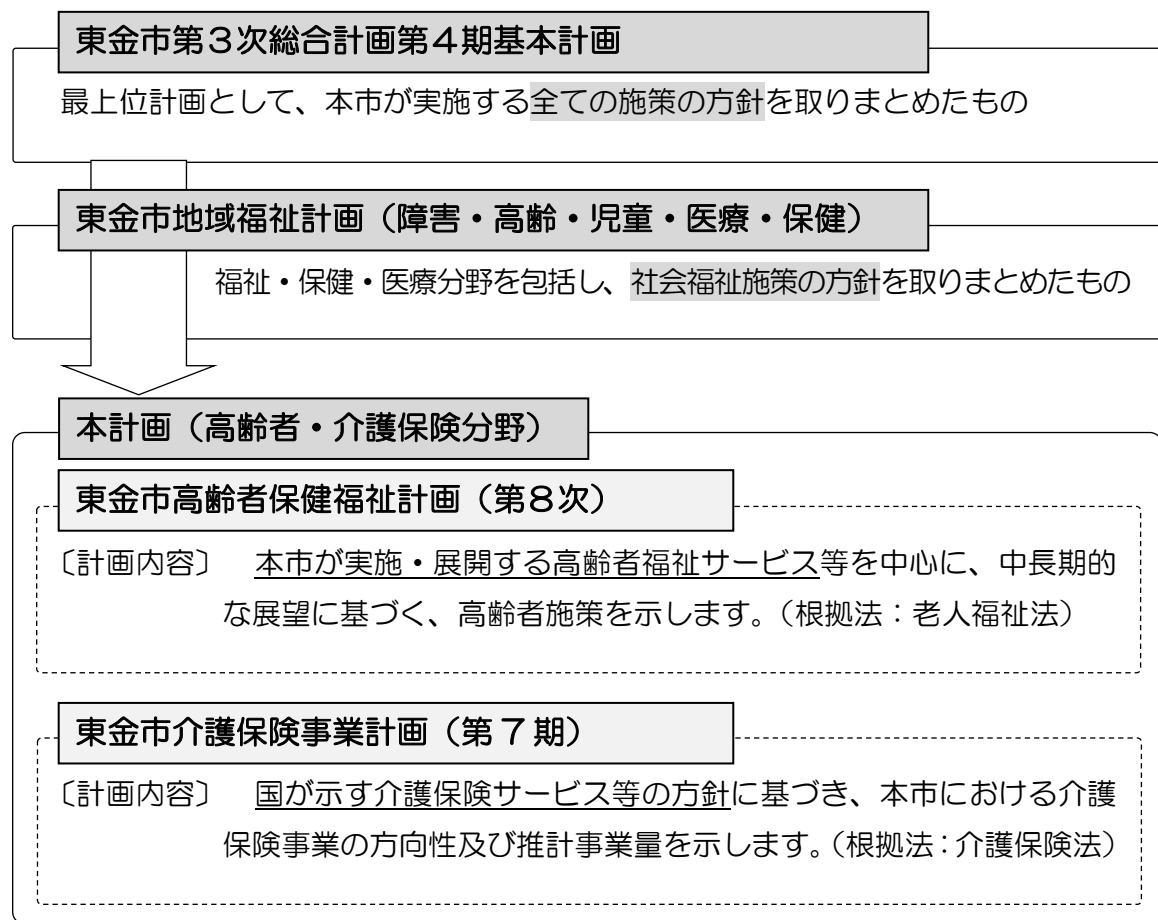
- ① 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進
「保険者機能の抜本強化」 ⇒ 地域課題・ニーズの分析
- ② 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進
「地域包括ケアシステム」 ⇒ 地域共生として、改めて理念を位置づけ
- ③ 医療計画等との整合性の確保
「医療・介護の連携」 ⇒ 在宅介護の支援方策、介護医療院の位置づけ
- ④ 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
「介護者支援」 ⇒ 地域包括支援センターの相談機能強化、役割の明記
- ⑤ 「介護離職ゼロ」に向けた、サービス基盤の整備
「潜在的ニーズ」 ⇒ サービスの量の見込みに勘案

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置付けと法的根拠

① 上位計画及び関連計画との整合性

本計画の策定における、計画の役割（法的根拠等）、及び上位計画との関係は、次の通りとなります。



② 計画期間

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
総 合 計 画	第 3 期				第 4 期				
地 域 福 祉 計 画	第 1 次					第 2 次			
高齢者保健福祉計画	第 6 次			第 7 次			第 8 次		
介護保険事業計画	第 5 期			第 6 期			第 7 期		

第2節 計画の策定方法

① 策定の体制

庁内において関係各課との高齢者・介護保険施策の調整、基本理念・目標、事業量の設定等を行うほか、高齢者支援課においては現行計画における事業等の実績状況を取りまとめました。また、次の通り、外部有識者による施策・事業等の調整を行いました。

▶ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇話会（素案の審議）

本計画の策定にあたり、学識経験のある者、高齢者の保健福祉事業又は活動に携わる者で構成することとし、4回の懇話会を開催しました。

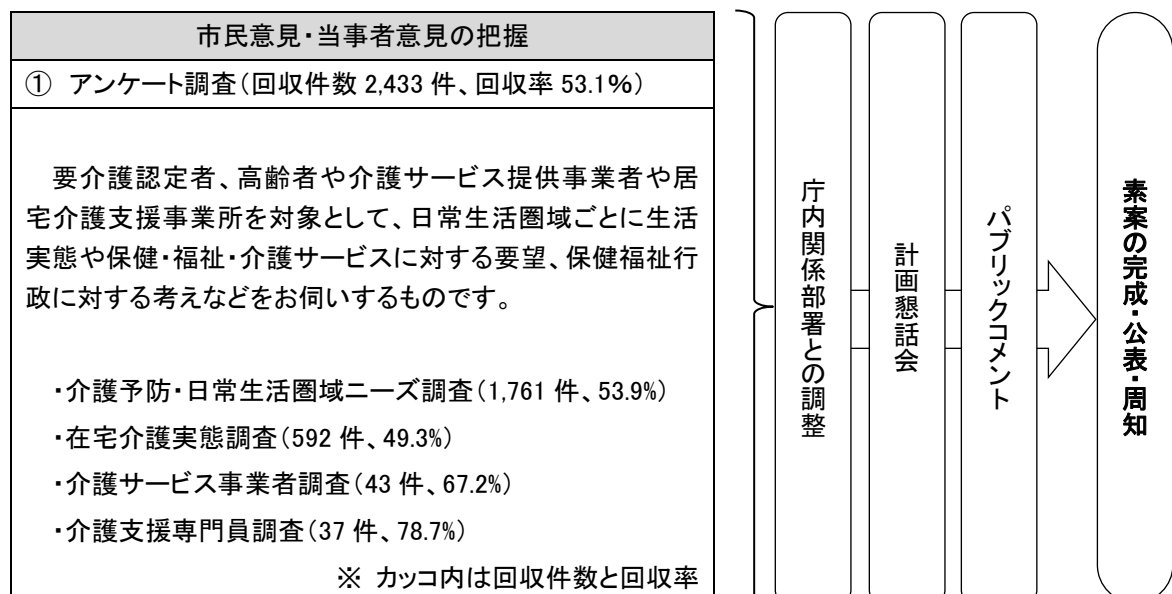
▶ 地域包括ケアシステムの構築に向けた庁内関係部署との調整（施策等の意見調整）

施策・事業に関連性のある庁内部署に対し、策定事項の報告、調整を行い、各所管計画との整合、高齢者施策の検討等を行いました。

② 市民意見・当事者意見の把握

次の通り、アンケート調査及びパブリックコメントを実施し、意見や要望等を収集する機会を設けました。なお、意見は基礎資料として策定の工程に取り込みました。

■ 市民意見・当事者意見把握の流れ



第3節 推進体制の確保

(1) 推進体制の構築

① 庁内体制の構築

本計画に掲げた施策を全庁的に推進するため、施策の進行管理を行うとともに、必要に応じて施策を見直し、事業を推進します。また、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、庁内の関係部門や介護保険事業者、医療機関等との連携をさらに深めていきます。

② 進行管理の実施

本計画は、3年後の平成32年度に、次期計画策定に向けて見直すことになっていますが、各年度においてもその進捗状況の点検・評価を的確に行っていく必要があります。

そのため、庁内関係課及び関係機関は、本計画の進捗状況等の点検・評価を行い、事業の適切な進行管理と状況に応じた計画の適正化を図っていきます。

また、進捗状況等の点検の結果は、年度ごとに「進行管理調書」として取りまとめ、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇話会」に報告し、次期計画策定に反映していきます。

③ 保険者機能の強化に係る指標の管理

介護保険における保険者機能の強化を図るため、高齢者の自立支援、重度化防止等に係る指標を設定し、サービスの適切な実施を促します。

また、設定された指標は、財政的インセンティブの位置づけを有するものとし、国県への報告事項とします。

(2) 市民への情報提供と計画への参画

① 市民への情報提供

市広報や市ホームページ、その他の媒体を通じて、高齢者福祉や介護保険制度に係る情報提供を行います。

また、サービス利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、窓口対応やパンフレットの配布及びサービス情報を市ホームページ等に掲載し、利用者に周知します。

② 計画推進への参画

地域包括支援センター、地域の関係者、医療・介護など他職種協働による地域ケア推進会議を開催し、地域課題の把握や課題解決を行うとともに、政策課題を明らかにし、施策に反映させるなど、関係者の計画推進への参画を図ります。

第3章 高齢者を取り巻く現況と課題

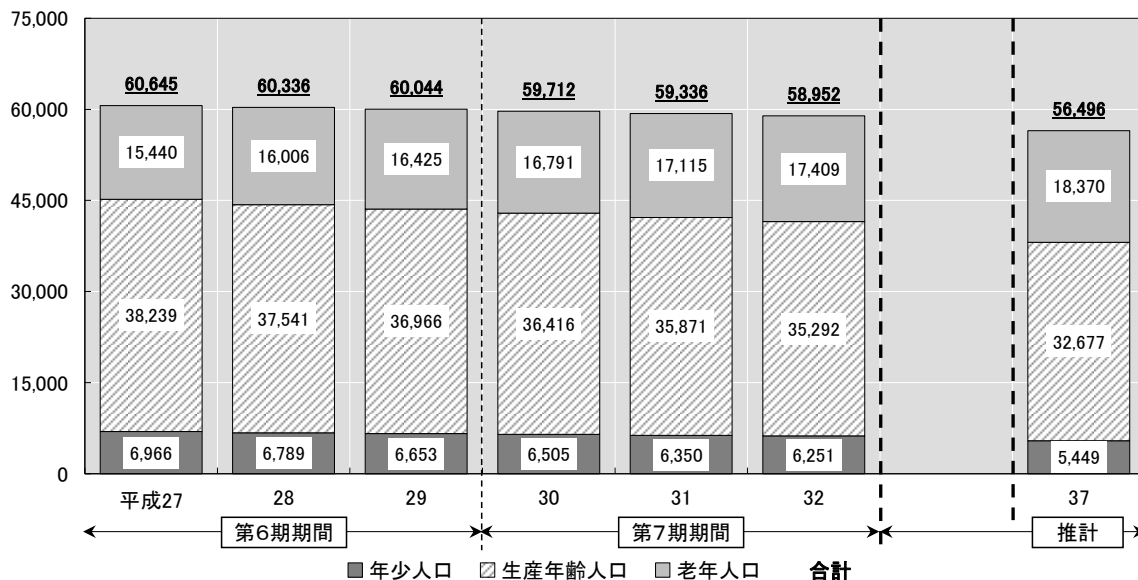
第1節 高齢者に係る統計

(1) 人口及び高齢者の動態

① 総人口と区分別人口

本市の総人口は、減少傾向にあり、「2025 年」（平成 37 年）には 56,496 人を見込んでいます。区分別人口では年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）に減少傾向、老年人口（65 歳以上）が増加傾向にあります。

図表-1 総人口と区分別人口の推移(人)



出典: (実績) 住民基本台帳(各年 10 月 1 日)

なお、区分別人口割合では、近年の推移の中において、老年人口割合の上昇又は、年少人口割合と生産年齢人口割合の減少が続いており、「2025 年」（平成 37 年）には高齢者が人口の約 33%を占める見込みとなっています。

図表-2 区分別人口の構成割合の推移(%)

区分	第 6 期			第 7 期			推計
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 37 年
年少人口	11.5	11.3	11.1	10.9	10.7	10.6	9.7
生産年齢人口	63.0	62.2	61.6	61.0	60.5	59.9	57.8
老年人口	25.5	26.5	27.3	28.1	28.8	29.5	32.5

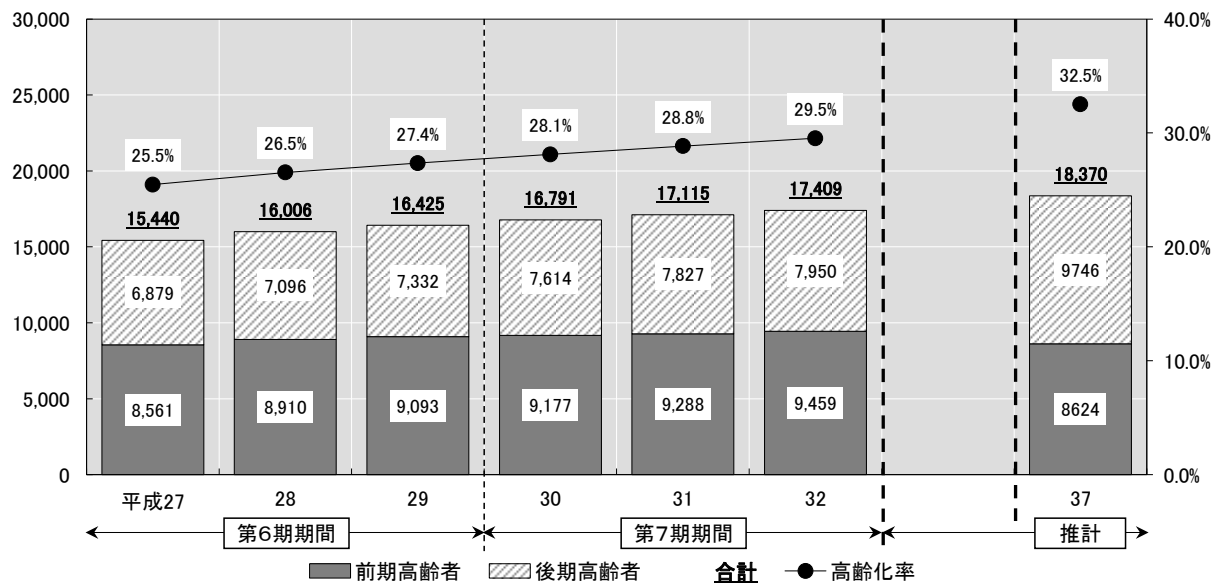
出典: (実績) 住民基本台帳(各年 10 月 1 日)

② 高齢者人口と高齢化率

高齢者が増加傾向にある中、平成29年では16,425人、高齢化率は27.4%となっており、「2025年」（平成37年）には18,370人、高齢化率は32.5%を見込んでいます。

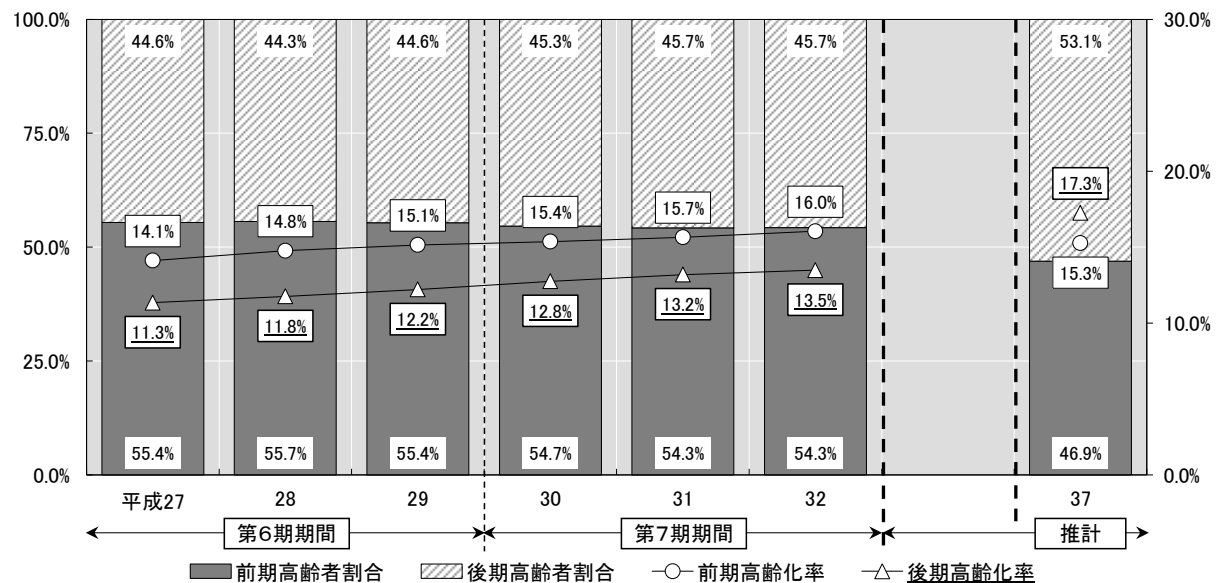
平成29年から平成32年までの高齢者の推移では984人の増加があり、そのうち前期高齢者（65歳～74歳）366人増、後期高齢者（75歳以上）618人増の見込みとなっています。

図表-3 前後期高齢者と高齢化率の推移(人)



出典：(実績)介護保険事業報告、(推計)「見える化」システム

図表-4 前後期高齢者の構成割合及び前後期高齢化率の推移



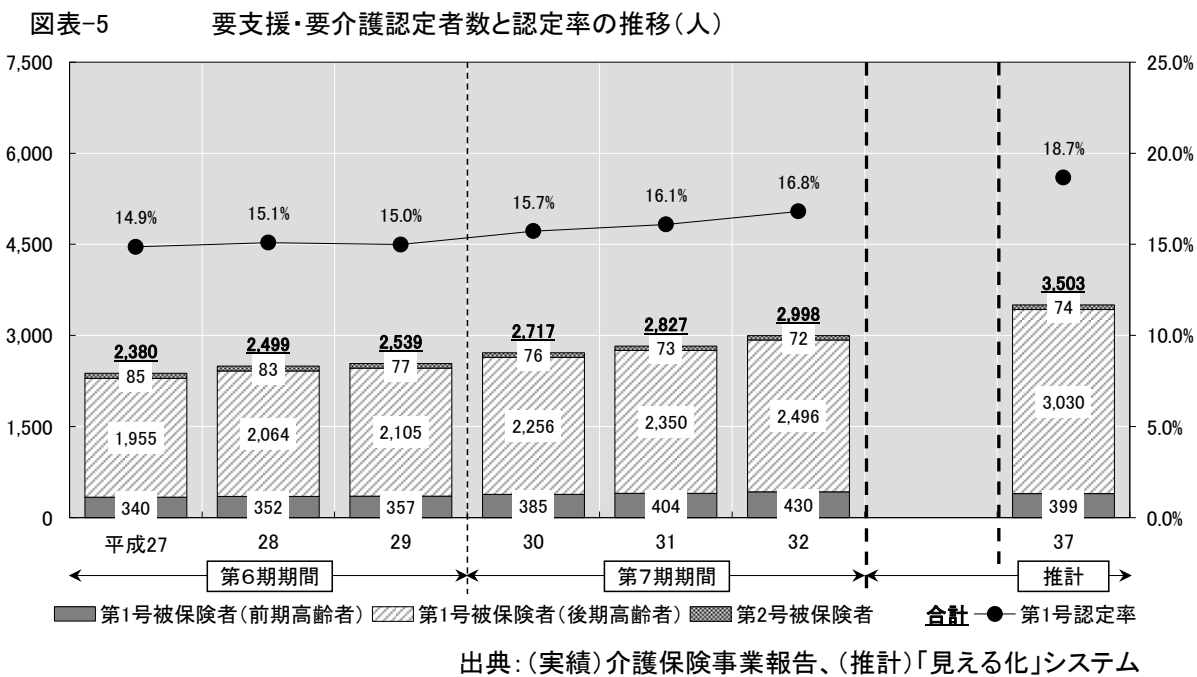
出典：(実績)介護保険事業報告、(推計)「見える化」システム

第2節 要介護認定・給付の実績と推計

(1) 要支援・要介護認定者と認定率推移

本市の要支援・要介護認定者数は、高齢者人口の増加とともに増加傾向にあり、「2025年」（平成37年）には3,503人となる見込みとなっています。

特に後期高齢者の認定者数は、団塊の世代の動態を受けることで被保険者が急増することに伴い、同じく「2025年」（平成37年）には3,030人となる見込みとなっています。



本市の要支援・要介護認定者に占める前後期高齢者の割合は、1.5：8.5をほぼ横ばいで推移していますが、後期高齢者の増加に伴い「2025年」（平成37年）には1：9に転じる見込みとなっています。

図表-6 要支援・要介護認定者に占める前後期高齢者割合の推移(%)

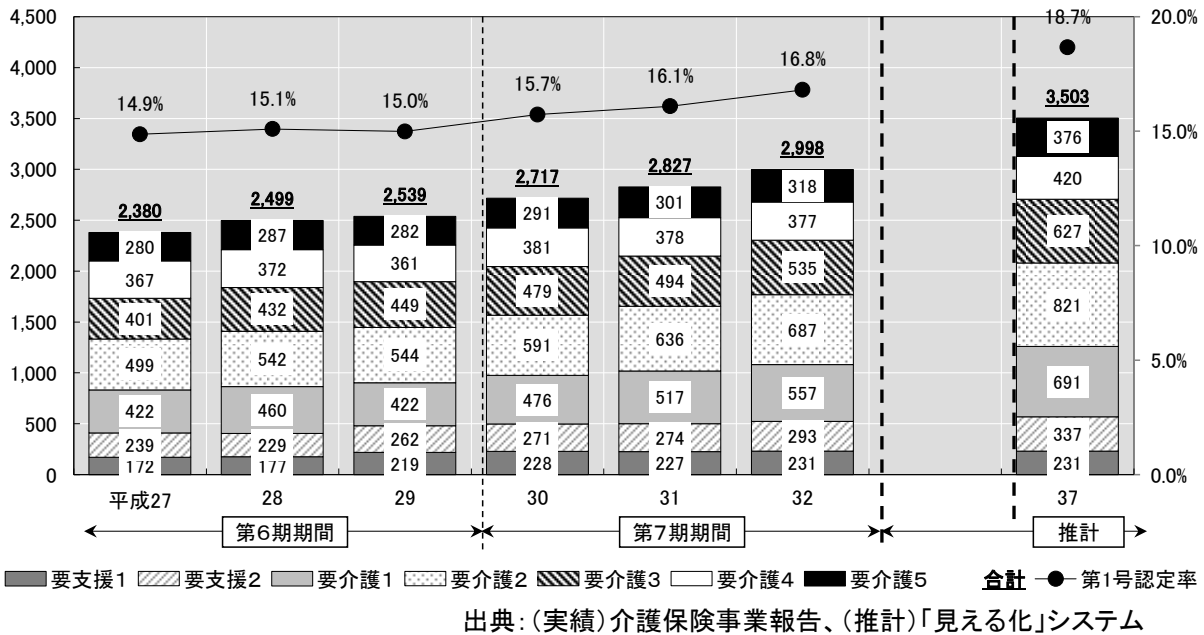
区分	第6期			第7期			推計
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
第1号被保険者	2,295	2,416	2,462	2,641	2,754	2,926	3,429
前期高齢者	14.8	14.6	14.5	14.6	14.7	14.7	11.6
後期高齢者	85.2	85.4	85.5	85.4	85.3	85.3	88.4

出典: (実績)介護保険事業報告、(推計)「見える化」システム

(2) 要支援・要介護認定者及び給付費の推移

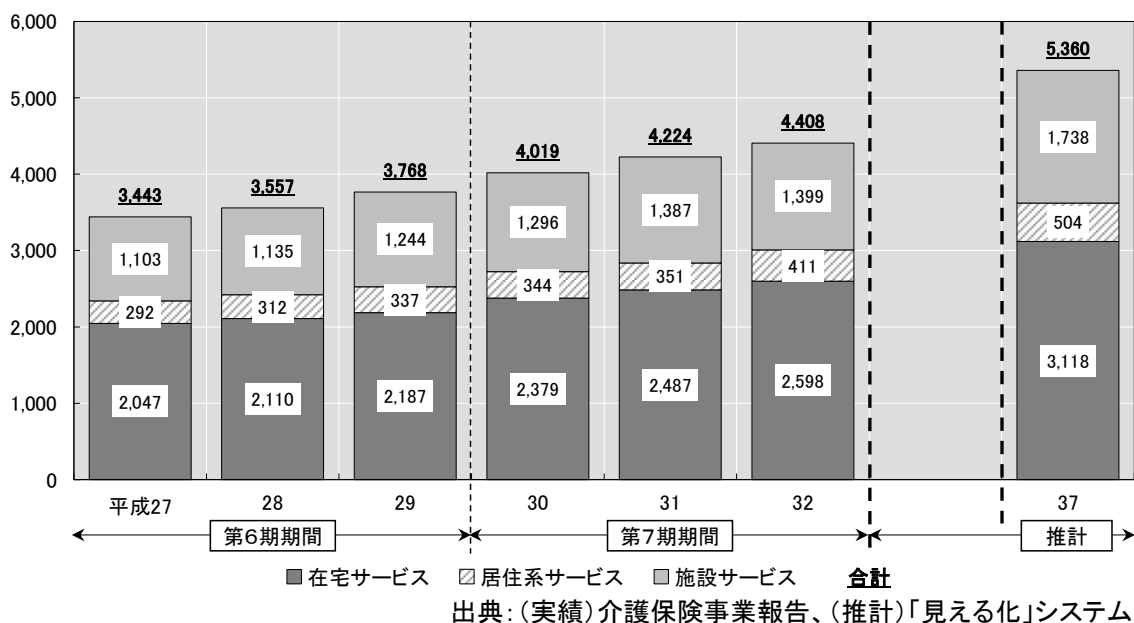
本市の認定者数は一貫して増加傾向にあり、平成29年現在では、要介護2が全体の21.4%（544人）で1番多く、軽度（要支援1～要介護2）の認定者が57.0%（1,447人）を占めています。「2025年」（平成37年）には軽度認定者が59.4%（2,080人）となる見込みとなっています。

図表-7 要支援・要介護度別認定者数の実績推移(人)



本市のサービス別給付費の推移は要介護認定者数とともに増加しており、増加額では在宅サービス、増加割合では居住系サービスがそれぞれ大きな増加を示していく見込みとなっています。

図表-8 サービス別給付費の実績推移(百万円)



第3節 ニーズ調査結果等の概要

(1) 調査の実施

本市では、「第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30年度～32年度）」の基礎資料とするため、平成28年12月に市民アンケート調査を実施しました。

本調査は、①65歳以上の方、②要介護認定を受けている方、さらに③介護サービス提供事業者、④居宅介護支援事業所を対象として、日常生活圏域ごとに生活実態や福祉・介護サービスに対する要望、行政に対する考えなどをお伺いしています。

No.	調査区分	対象者	調査趣旨
1	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	・65歳以上の市民 ・要支援認定者	日常生活圏域ごとの高齢者の状態・ニーズや地域の課題等を把握する。また、健康づくりや介護予防、高齢者福祉サービスの利用意向などを把握し、本計画に反映する。
2	在宅介護実態調査	在宅で生活する ・要支援認定者 ・要介護認定者	「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点も盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とし、本計画に反映する。
3	介護サービス事業者調査	・市内の介護サービス提供事業所	労働実態や利用者と事業者との連携体制などの実態および課題を把握し、介護保険運営体制の改善を検討する際の資料とする。
4	居宅介護支援事業所調査	・市内の居宅介護支援事業所	地域包括ケア体制の構築のため、現場で従事するケアマネジャーからサービスのあり方等について意見を聞き、高齢者の地域生活継続に必要な方策を検討するための資料とする。

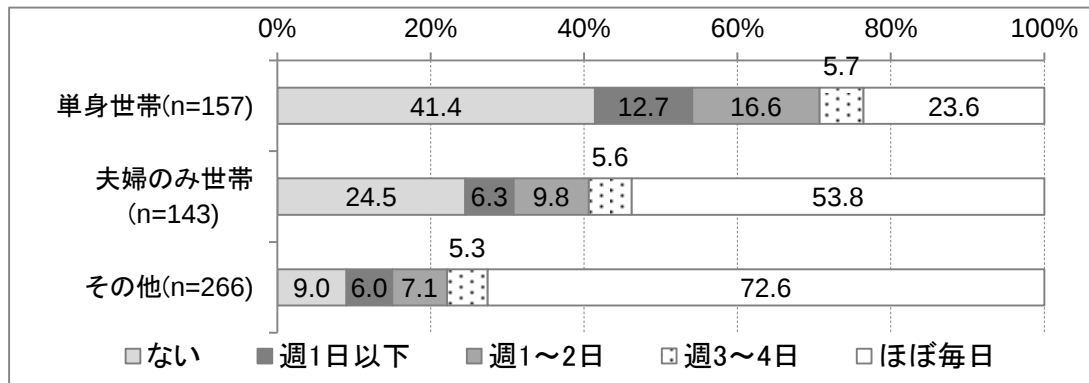
調査区分	配布件数	有効回収件数	有効回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	3,270 件	1,761 件	53.9%
②在宅介護実態調査	1,200 件	592 件	49.3%
③介護サービス事業者調査	64 件	43 件	67.2%
④居宅介護支援事業所調査	47 件	37 件	78.7%
合計	4,581 件	2,433 件	53.1%

(2) 在宅介護実態調査の結果

「在宅介護実態調査」については、介護保険認定情報との照合により、従来以上の分析が可能となりました。本項では、国の集計ソフトを活用した、集計結果（クロス集計）のうち、主要な内容を掲載します。

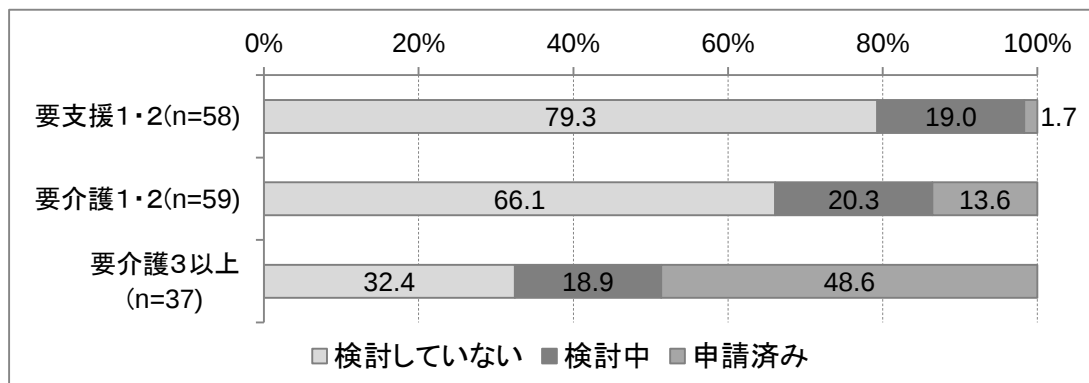
① 「世帯類型別」の「家族等による介護の頻度」

■ 世帯類型別

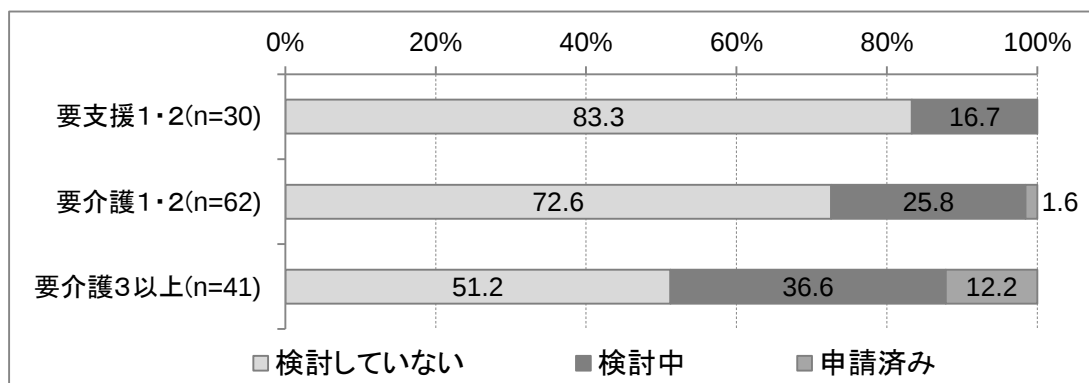


② 施設等検討の状況

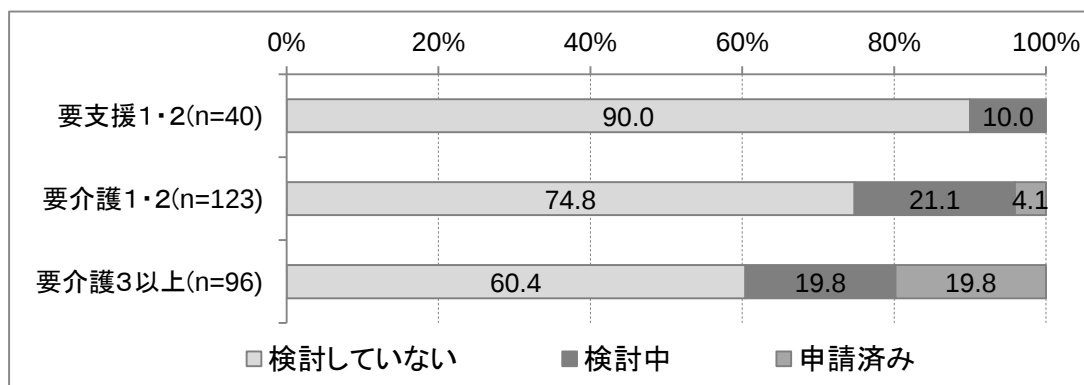
■ 要介護度別・施設等検討の状況（単身世帯）



■ 要介護度別・施設等検討の状況（夫婦のみ世帯）



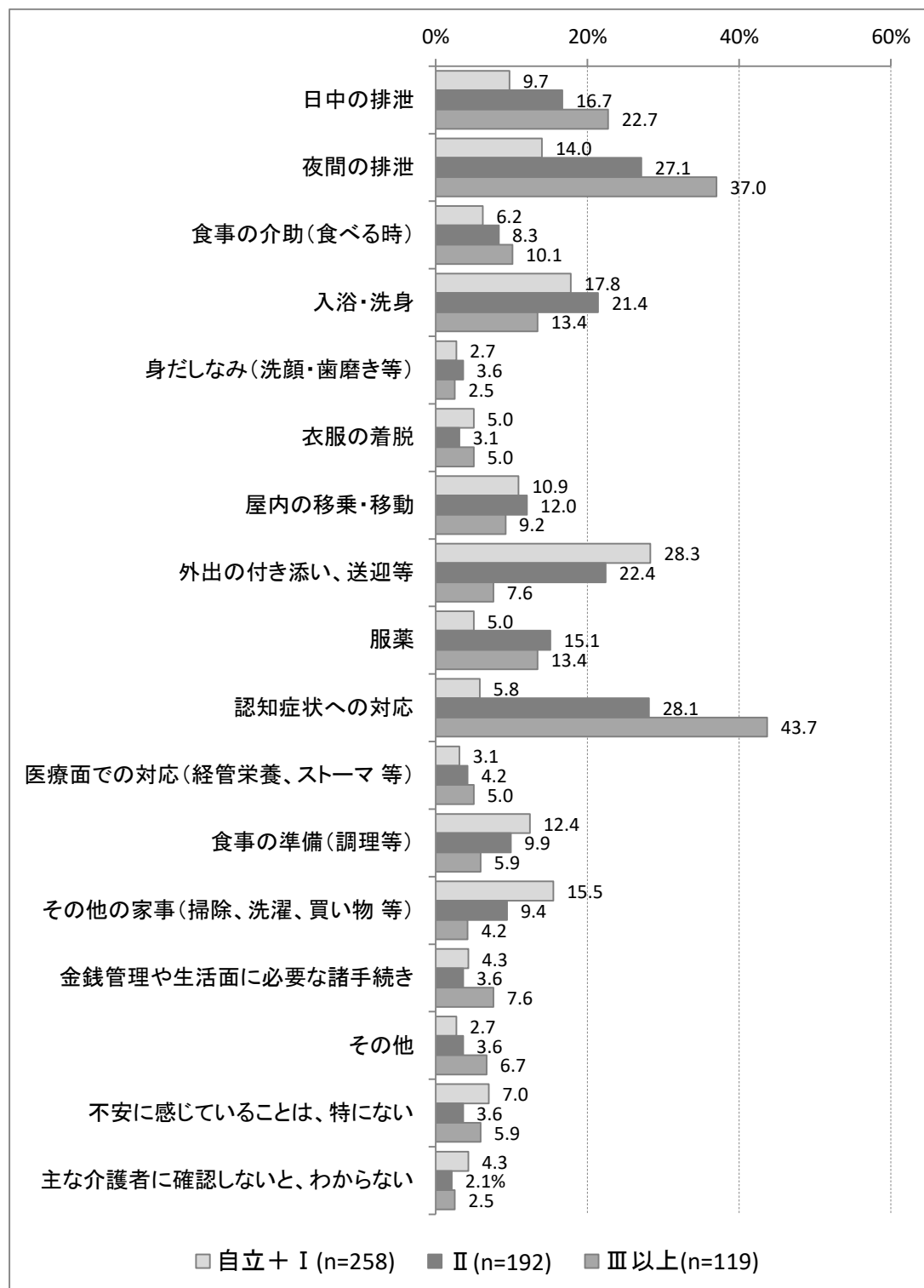
■ 要介護度別・施設等検討の状況（その他世帯）



③ 認知症自立度の重度化に伴う「主な介護者が不安に感じる介護」の変化

ここでの「主な介護者が不安に感じる介護」とは、「現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等」のことです。ここから、要介護度・認知症自立度別の、主な介護者が不安に感じる介護等を把握することができます。

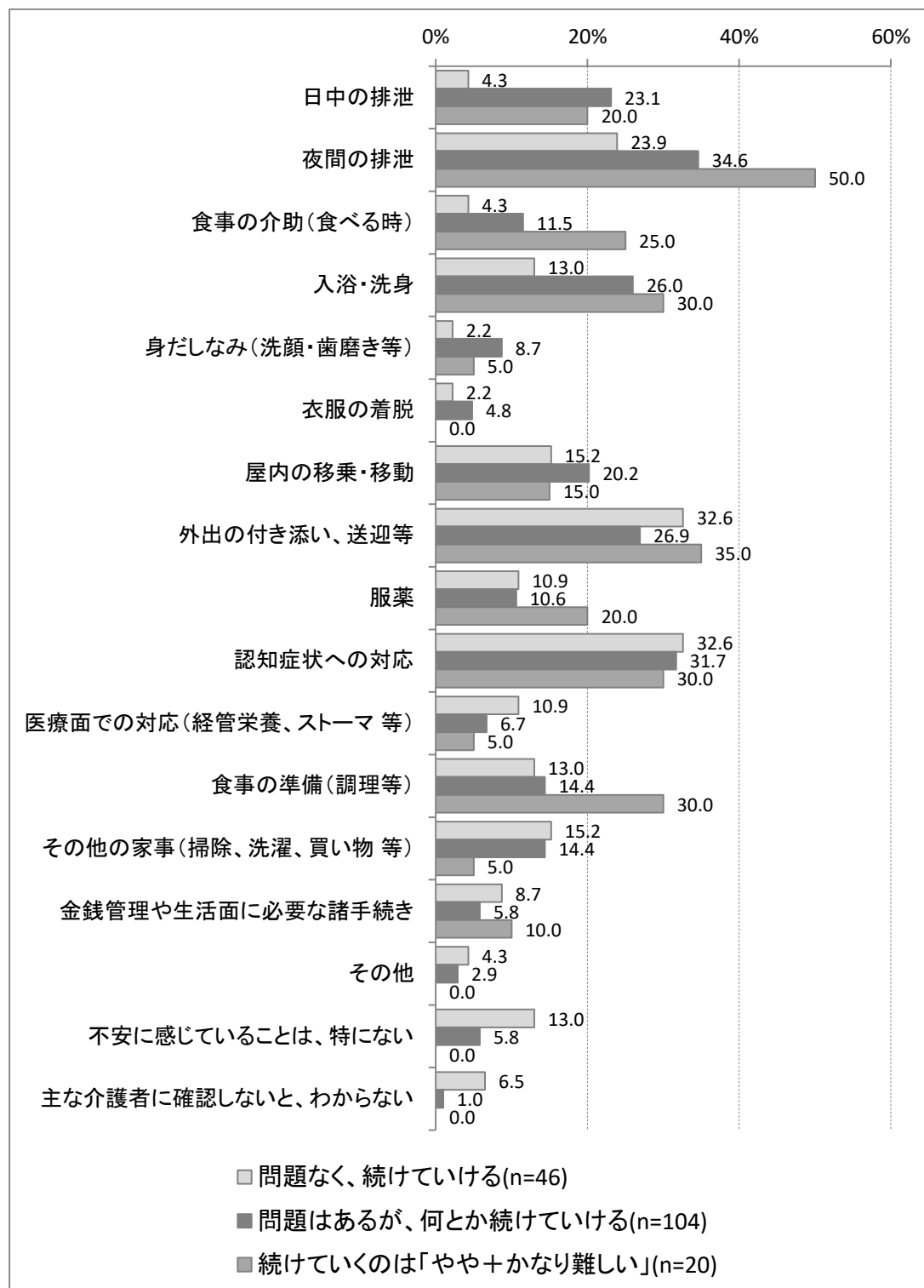
■ 認知症自立度別・介護者が不安に感じる介護



④ 「主な介護者が不安に感じる介護」と「就労継続見込み」の関係

「主な介護者が不安に感じる介護」については介護者が就労している場合、どのような介護等で不安が増加しているかに着目することで、就労継続について、介護者がその可否を判断するポイントとなる介護等を把握することができます。

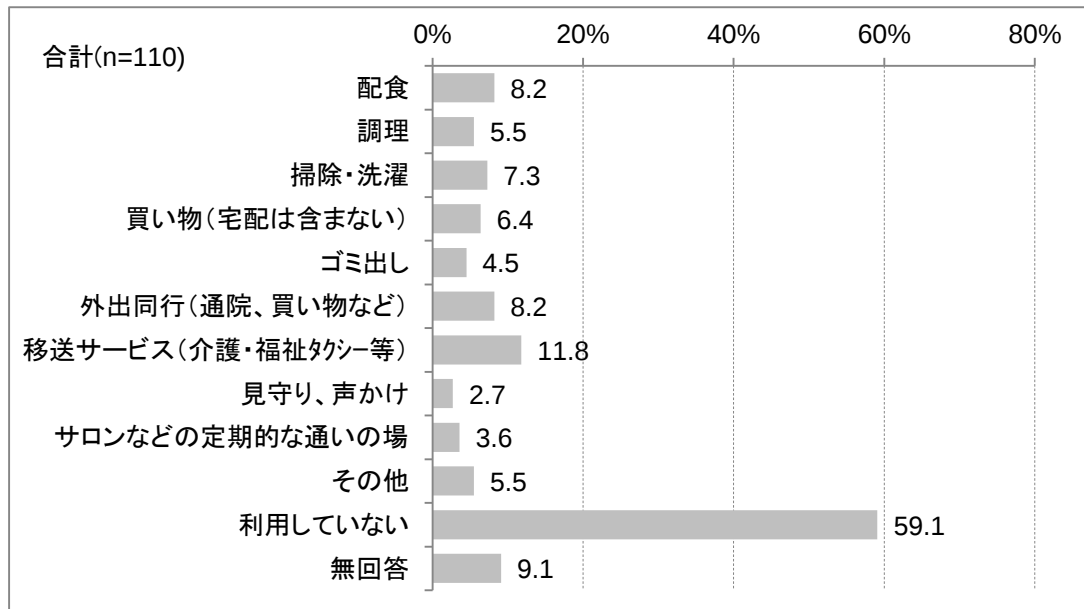
■ 就労継続見込み別・介護者が不安に感じる介護（フルタイム勤務＋パートタイム勤務）



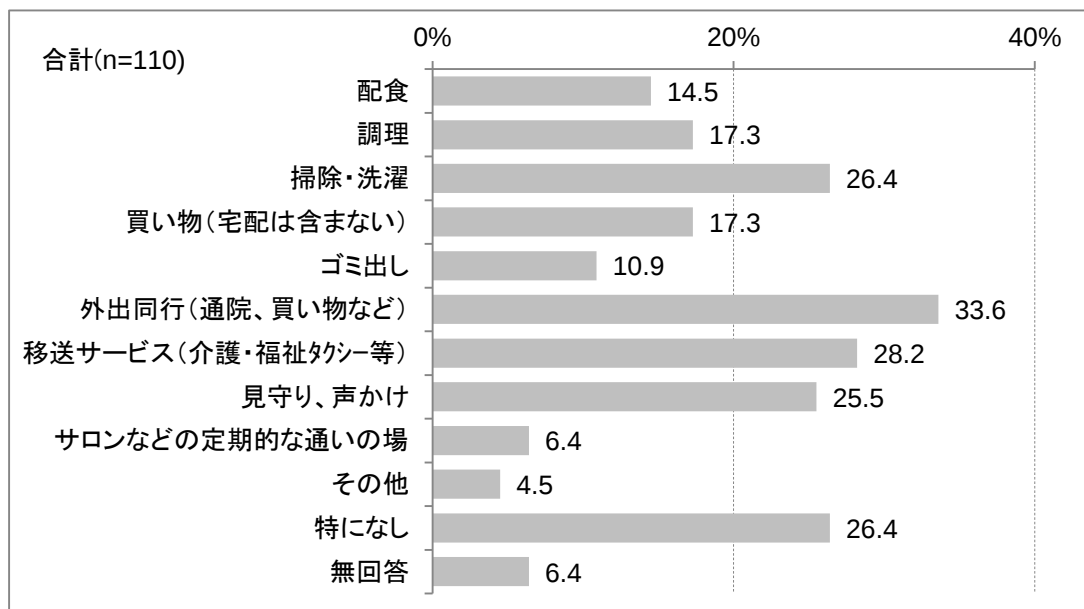
⑤ 就労状況別の、保険外の支援・サービスの利用状況と、施設等検討の状況

「利用している保険外の支援・サービス」と、「在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」の差をみることにより、働いている介護者が必要と感じているが、実際には利用されていない生活支援サービスを把握することができます。

■ 利用している保険外の支援・サービス（フルタイム勤務）



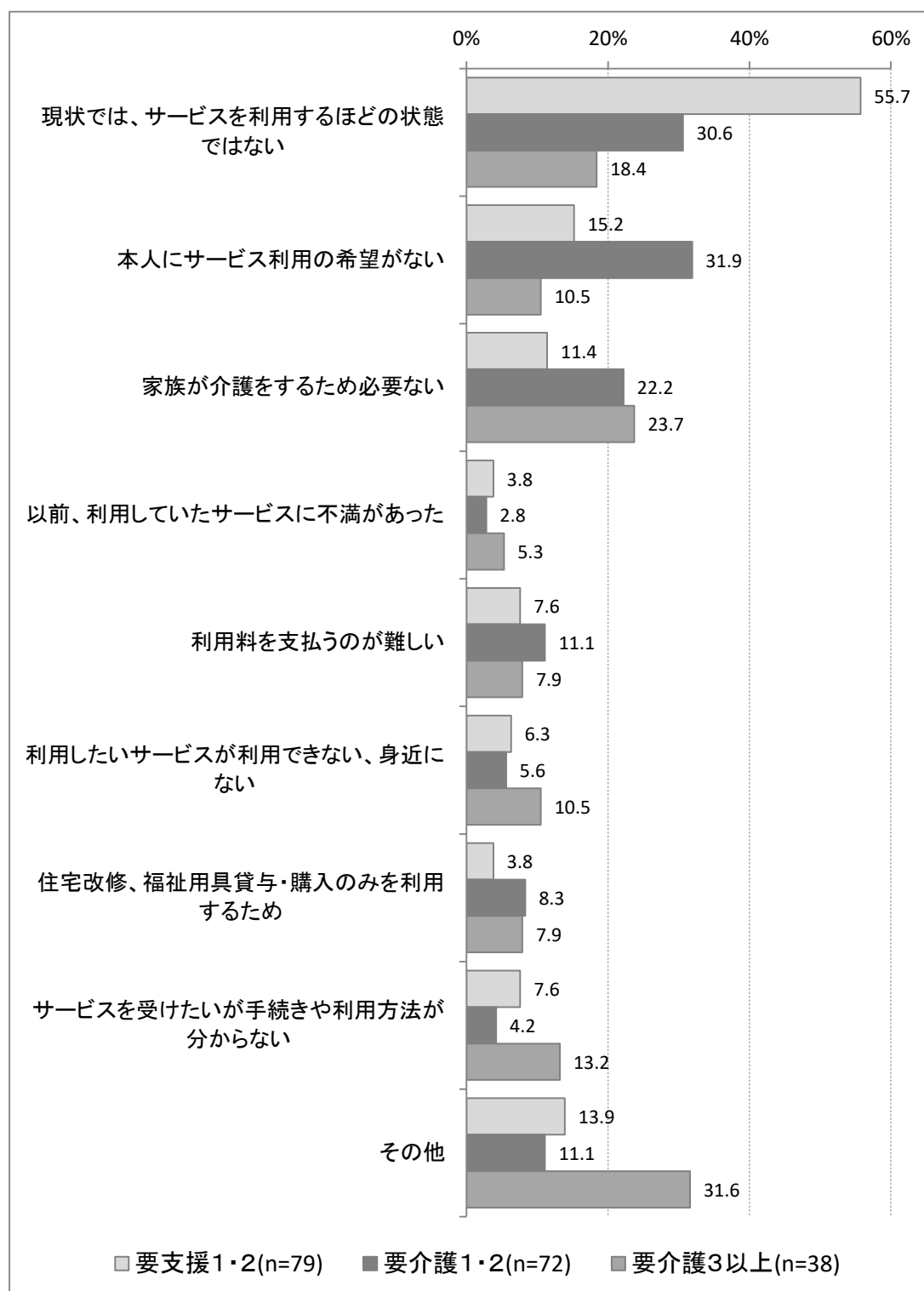
■ 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（フルタイム勤務）



⑥ 要介護度別のサービス未利用の理由

支援・サービスの提供体制の構築を含む各種の取組を検討する際に、参考になると考えられるいくつかの集計結果を整理しています。

■ 要介護度別のサービス未利用の理由



(3) 地域分析の活用

「見える化システム」の活用により、認定率や介護給付費に関するデータ等にもとづき、地域の現状の把握や将来に関する気付き、検証していくべきと考えられる検討課題等を抽出することができます。

そのうち、介護保険施策に関連する内容として、「①認定率」、「②受給率」、「③受給者1人あたりの給付費」の3つの指標に焦点を当て、次の通り、分析を行いました。

① 認定率

本市の認定率は、全国平均と比較して要支援1、2、要介護1が低く、要介護2が高い傾向にあります。

また、重度の認定者の割合が高いということがわかります。要因を次のように分析します。

1) 要介護認定のプロセス

- ・認定審査において、全体的に重度の選択を行う割合が高い傾向が見られますが、これは軽度の認定者が少ないからと考えられます。選択率について全国と比較して特に重度の選択を行う割合が高い傾向があることから、留意する必要があります。
- ・二次判定における重度変更率は低いことから、中重度の割合が多くなる要因とはなっていないと考えられます。

2) 地域の高齢者の状況

- ・一人暮らし高齢者世帯、高齢夫婦世帯の割合は、全国と比較して低くなっています。
一般的に、要介護状態になり始めた場合、家族がいない場合は、いる場合に比べて介護保険を利用する可能性が高く、認定率も高くなると考えられます。
- ・要介護認定率に比した介護保険サービスの利用率について平成28年3月の介護保険サービス利用率は81%、450人程度の方がサービス未利用となっています。
- ・長期間給付費が発生していない利用者には、必要に応じ、本人、高齢者を介護する者(家族等)への支援を強化するほか、制度の理解に関する普及がなされているか、利用者ニーズとサービス提供にギャップが生じていないか、効果的なサービスの提供体制を構築するためにはどうすればいいのかについて、在宅医療・介護連携推進事業等の各種事業を含め大小さまざまな機会を活用して、地域の関係者と総合的に議論することが重要と考えます。

② 受給率

本市は在宅サービスの利用が低く、かつ、施設・居住系サービスの利用も低いことがわかります。要因を次のように分析します。

1) 地域内の要介護者のニーズを満たしているかについて

- ・施設サービスの1人あたり定員は、全国平均とほぼ同じであります。この数値は施設の定員数を認定者数で除しているため、認定者数を全国平均の認定率として計算すると、施設系サービスは不足しているといえます。なお、今後建設予定の介護福祉施設を含めると、全国平均とほぼ同じとなります。
- ・居住系サービスの1人あたり定員は、市内に特定施設入居者生活介護施設がないため、全国平均を下回っていますが、認知症対応型共同生活介護施設については全国平均とほぼ同じとなります。特定施設入居者生活介護施設は、必ずしも市内に施設がある必要はありませんが県内の施設整備状況は、全国平均と比較して多い状況にあります。
- ・通所系サービスの1人あたり定員は、全国平均と比べかなり上回っており、ニーズを満たしているといえます。

2) 高齢者を支える家族等に、過度な負担がかかっているか

- ・アンケート調査によると、介護のために働き方について調整等をしている方の割合は62%となっており、このまま介護を続けていくことが難しいと回答した方は10%いることから、高齢者や高齢者の家族などへの介護保険制度の十分な周知、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護等の要介護者の在宅生活を支えるサービスや、ショートステイ等の介護者の負担を軽減する性格を持つサービスの充実や高齢者を介護する者（家族等）への相談支援体制等を強化していくことが必要と考えられます。

③ 受給者1人あたりの給付費

本市は、全国平均と比較して受給者1人あたり給付費月額（在宅サービス）が約2万円高くなっています。要因を次のように分析します。

1) ケアプランの内容

- ・自立支援に資するケアプランの具体的な指標やデータとしては次のようなものです。
 - ・1種類サービスによるサービス計画一覧表
 - ・支給限度額一定割合超一覧表
 - ・提供サービス1回あたりの単位数に偏りがある事業所一覧表
 - ・認定調査状況と利用サービス不一致一覧表
- ・本市に関する上記のデータにおいては一部のケアプランで外れ値、偏りを確認できますので、給付適正化のための事務を深化させていく必要があると考えます。

2) サービスごとの給付費

- ・東金市と全国平均を比較すると、訪問介護、通所介護、通所リハ、短期入所生活介護、福祉用具貸与、居宅介護（予防）支援、地域密着型通所介護で東金市のほうが顕著に給付費が高くなっています。
- ・日数・回数においても同様のことがいえます。なお、重度の認定者の割合が高いことから、1人あたりの給付月額が高くなることは当然であります。通所系の額が特に高いことは本市の特徴といえます。

3) 受給者の状況

- ・東金市の一人暮らし高齢者世帯、高齢夫婦世帯の割合は全国平均と比較して低くなっています。このため、介護サービスを利用する量が減少する方向に働くと考えられます。
- ・認定時の医療ニーズについて、身体機能や認知機能が低下している高齢者の割合は全国平均と比較してみても特に顕著な差は認められません。

(4) 課題の取りまとめ

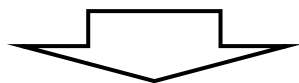
今回の計画策定に伴い、ニーズ調査等とおし、高齢者福祉を推進していく上で、特に取り組むべき課題を次のとおり取りまとめました。

〔在宅介護実態調査からの課題のとりまとめ〕

- ① 介護の必要度に応じて、求められるサービスが異なっており、今後の要介護度別の高齢者の増減を見据えたサービス供給が求められます。
- ② 世帯の類型にかかわらず在宅生活を希望している高齢者が多いとともに、構成割合の多い「要介護 1、2」が在宅生活の意向を示していることから、「要介護 1、2」の訪問・通所のニーズを把握し、今後の介護保険事業における供給量を適切に設定する必要があります。
- ③ 家族介護が在宅生活に不可欠であることが示され、特に要介護度の重い認定者ほど家族の協力が必要です。加えて、在宅生活の意向が高いことから、今後、在宅介護を継続するためにも介護者の「負担の程度」の状況を把握し、日常生活と介護の両立を支援していく必要があります。

〔地域分析のとりまとめ〕

- ① サービス利用の実態について、サービス提供の在り方や制度の周知、申請内容と実態に合致した介護認定の実施など、サービス提供の改善を図り、サービス利用の需要と供給を適切に設定する必要があります。
- ② 在宅生活を支えるサービスや、介護者の負担を軽減する性格を持つサービスの充実、高齢者を介護する者（家族等）への相談支援体制等を強化し、高齢者の地域生活が良好なものとなるよう充実を図る必要があります。



〔高齢者福祉の方向性〕

- ① 自立支援・重度化防止を図るとともに、将来の推計に基づく、適切な供給体制の整備を図ります。また、介護における家族の役割の大きさを踏まえ、負担軽減につながる介護者家族等への支援を図ります。
- ② 介護保険事業において、介護給付の適正化を図り、サービス提供の在り方を適切なものとします。また、地域包括ケアシステムの構築に不可欠な地域生活の充実を図ることで、家族介護の負担軽減とともに、高齢者が本市で生活を継続することのできる生活支援体制の構築を目指します。

第4章 基本理念及び施策の展開

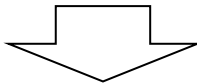
第1節 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

本市では、基本理念を『支え合う あたたかな地域の中で、自立した活力ある高齢者が暮らす 東金』と定めています。計画の改訂に際しては引き続き、この基本理念を継承し、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送れるまちを、全ての世代の市民とともに支え合いながらつくりあげていくことを目指します。

〔基本理念〕

支え合う あたたかな地域の中で、
自立した活力ある高齢者が暮らす 東金



〔東金市のめざす高齢者の姿〕

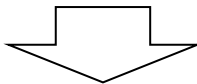
身体的・精神的・社会的・経済的に自立した
活力のある高齢者

身体的：健康で明るい暮らしができる。「自らの健康を自ら守る」を実践している。自らが加齢に伴う心身の変化を自覚し、常に健康の保持・増進に努める。

精神的：生きがいをもち思いやりをもって、人とコミュニケーションができる。生活に意欲・充実感を持つ。楽しみや生活の意味を見出す。

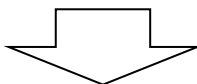
社会的：地域の一員として、地域を支え、地域と交流する。友人・知人等、地域の人との交流や社会参加の機会がある。自分が必要な存在であることを実感する。

経済的：働く意欲をもつ。長年の経験を活かし、役割を担う。長年の経験、知識、能力を積極的に活用する。家や地域で役割を担い、貢献する。



〔基本的な視点〕

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づいた内容



〔基本目標及び施策の体系〕

基本目標別の施策の展開

基本理念を基本的な考えとして、誰もがいきいきと安心して暮らすことのできる地域社会の実現（基本的な視点・方針）を目指し、この計画を推進するための4つの基本目標を定めました。

(2) 基本的な視点・方針

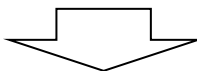
本市では、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、地域包括ケアシステムの具現化を推進するため、基本的な視点・方針を以下のとおりとします。

指針のポイント

- ① 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進
- ② 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進
- ③ 平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保
- ④ 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
- ⑤ 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

指針の基本的事項

- | | |
|---|--------------------------------|
| ① 地域包括ケアシステムの基本的理念 | ⑥ 介護に取り組む家族等への支援の充実 |
| ② 2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標 | ⑦ 認知症施策の推進 |
| ③ 医療計画との整合性の確保 | ⑧ 高齢者虐待の防止等 |
| ④ 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進 | ⑨ 介護サービス情報の公表 |
| ⑤ 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上 | ⑩ 効果的・効率的な介護給付の推進 |
| | ⑪ 都道府県による市町村支援等 |
| | ⑫ 市町村相互間の連携 |
| | ⑬ 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進 |



基本的視点・方針

介護予防・生活支援の充実及び認知症施策の推進

- ① 介護予防・生活支援の充実
介護予防の推進、生活支援体制の整備を通じて、高齢者の自立支援、要介護状態になることの予防及び重度化の防止に努め、健康寿命の延伸を図ります。
- ② 認知症施策の推進
認知症への理解を深めるための普及・啓発、介護者への支援等を推進し、認知症の方を含む高齢者にやさしい地域づくりを推進します。また、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等が提供される体制整備を進めます。

第2節 基本目標及び施策の体系

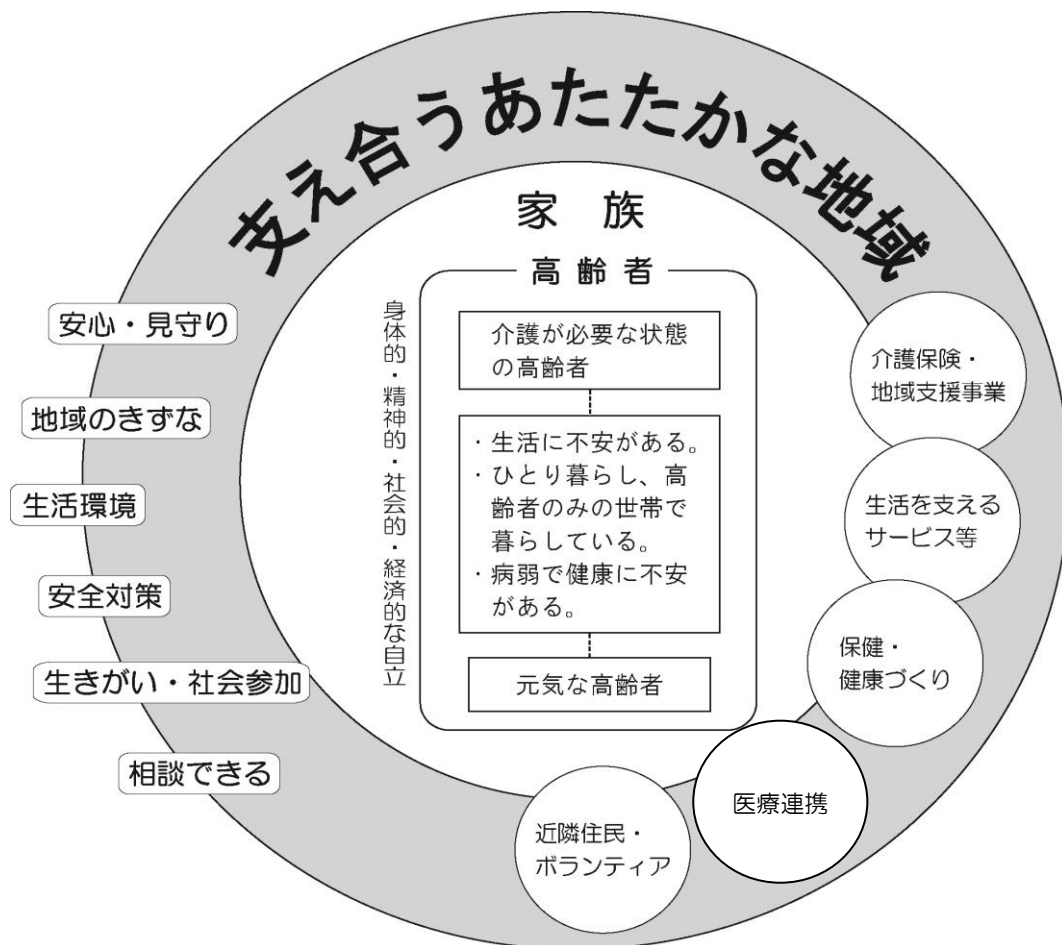
(1) 基本目標の考え方

高齢者人口が年々増加し、全国的な社会課題とされてきた一方で、「元気高齢者」の就労や社会参加、知的経験への積極的な意欲の向上など、従来からの高齢者像が大きく変化し、我が国としても「高齢者の活躍を促す社会」づくりが求められています。

あわせて、高齢者が元気に活躍できるように、健康の増進や介護予防に自ら取り組み、「高齢者の自立を促す社会」づくりも求められています。

このように高齢者の状況が多様化するなかで、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる一体的な支援が提供される「地域包括ケアシステム」の考え方にに基づき、本市の体制づくりを支える目標を設定することが求められます。

■ 高齢者を取り巻く環境のイメージ



(2) 基本目標の設定

本計画では、「支え合う あたたかな地域の中で、自立した活力ある高齢者が暮らす 東金」の実現に取り組むため、以下の4つの基本目標を掲げます。

なお、介護保険事業計画の該当内容のうち、保険料算出に係る事項については、基本目標外とし、サービス別の事業量の見込みや所得段階等は別途掲載します。

基本目標1 健康で自立した生活を継続できるまち

〔 目標の方針 〕

高齢者人口の増加に伴い、元気な高齢者の割合も増加しており、就労の継続や地域活動への積極的な参加が見られる一方、地域等の場に参加する機会や方法がわからないために参加できない高齢者も多くいます。

さらに、加齢による身体機能の低下を防ぐための「健康づくり」として、いつまでも健康で自立した生活を過ごしていくためにも、高齢者の健康増進・維持として包括的な支援を行う必要があります。

本市では、生きがいのある生活を送れるよう、地域活動や芸術・文化、スポーツ等へ参加しやすい環境づくりや参加の機会づくりを行うほか、関係団体等と連携し、活動を通じた社会参加を促進します。

また、本計画を高齢者の「保健」を含む計画として位置づけており、保健・医療部門と連携し、健康増進施策の推進と、介護予防事業の適切な実施を図ります。

基本目標2 住み慣れた地域で支え合いながら暮らせるまち

〔 目標の方針 〕

地域共生の理念に基づく地域包括ケアシステムの実現のため、新たに示されている「在宅医療・介護の連携」「障害者の地域移行」といった課題に対応するため、医療機関等の専門機関・団体との連携体制の構築が求められています。

また、民生委員や社会福祉協議会、事業者等の関係機関と連携を強化し、専門的な支援体制の構築を図る必要があります。

本市では、引き続き地域包括ケアシステムの充実を図るとともに、新たに枠組みに加えられた制度等の事項や対象者の支援実施に向け、適切な体制を整備します。

基本目標3 高齢者にやさしい地域づくりの推進

〔 目標の方針 〕

高齢者の日常生活を支援するためには、法制度に基づく支援施策の充実とともに、ボランティア団体等との連携や、関係機関との協力が不可欠となります。また、自立した生活を促進するために、生活しやすいまちづくりを行い、高齢者の日常生活における障壁を取り除く必要があります。

本市では、地域での「暮らし」と「自立した生活」を支援、促進するため、安心安全な環境づくりに努め、暮らしやすいまちづくりを行います。

高齢者住宅や福祉施設などの社会資源の整備に努めるとともに、高齢者の外出支援を図ります。また、自宅から目的地へ自由に外出できるよう、市内公共施設等のバリアフリー化を推進し、住みよいまちづくりを推進します。

基本目標4 介護サービスの充実と制度の安定的運営

〔 目標の方針 〕

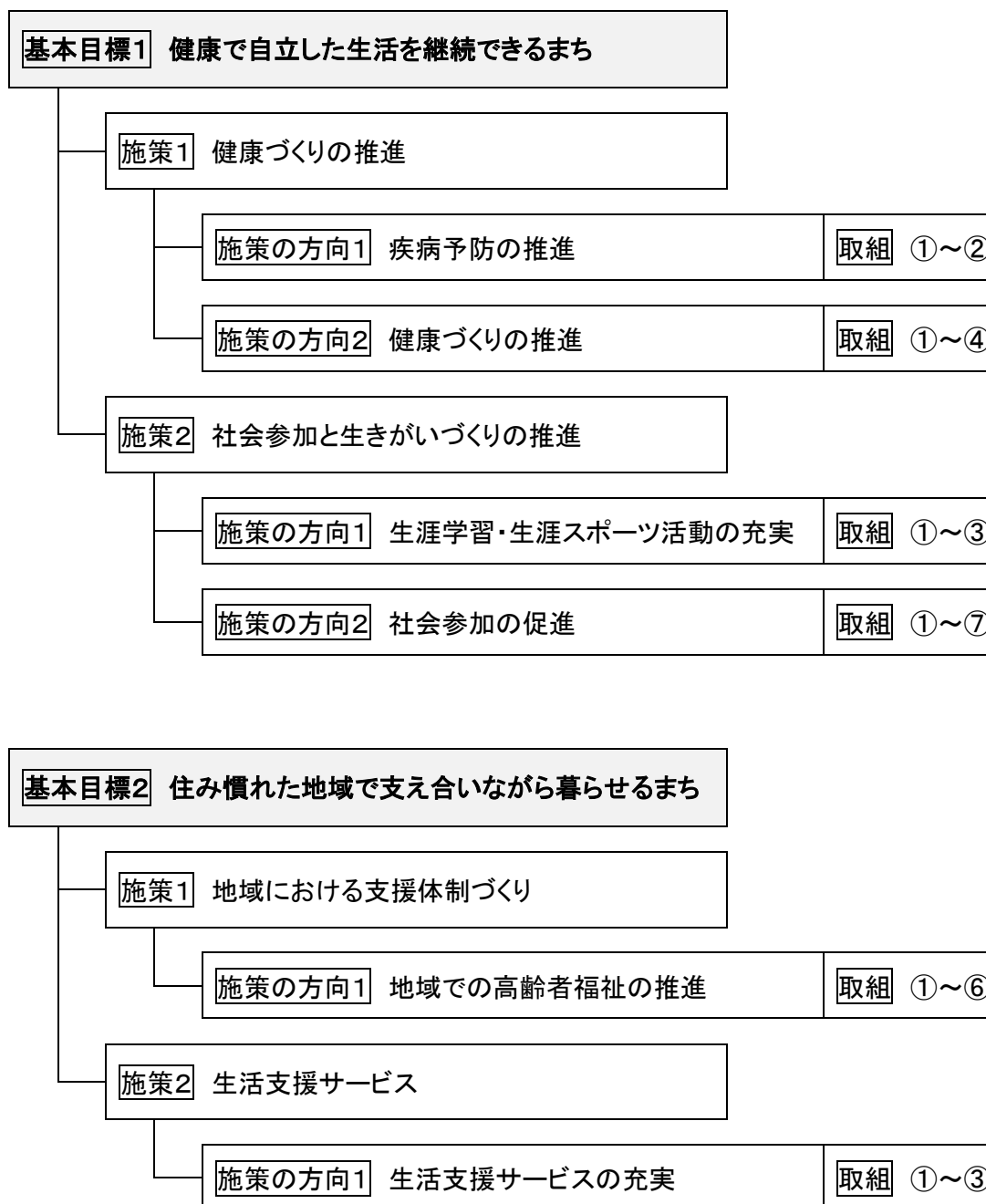
平成12年度より始まった介護保険制度も、度重なる制度改正やサービスの変更等を経ながら、その都度、高齢者をめぐる社会問題に対して取り組みを進めてきました。

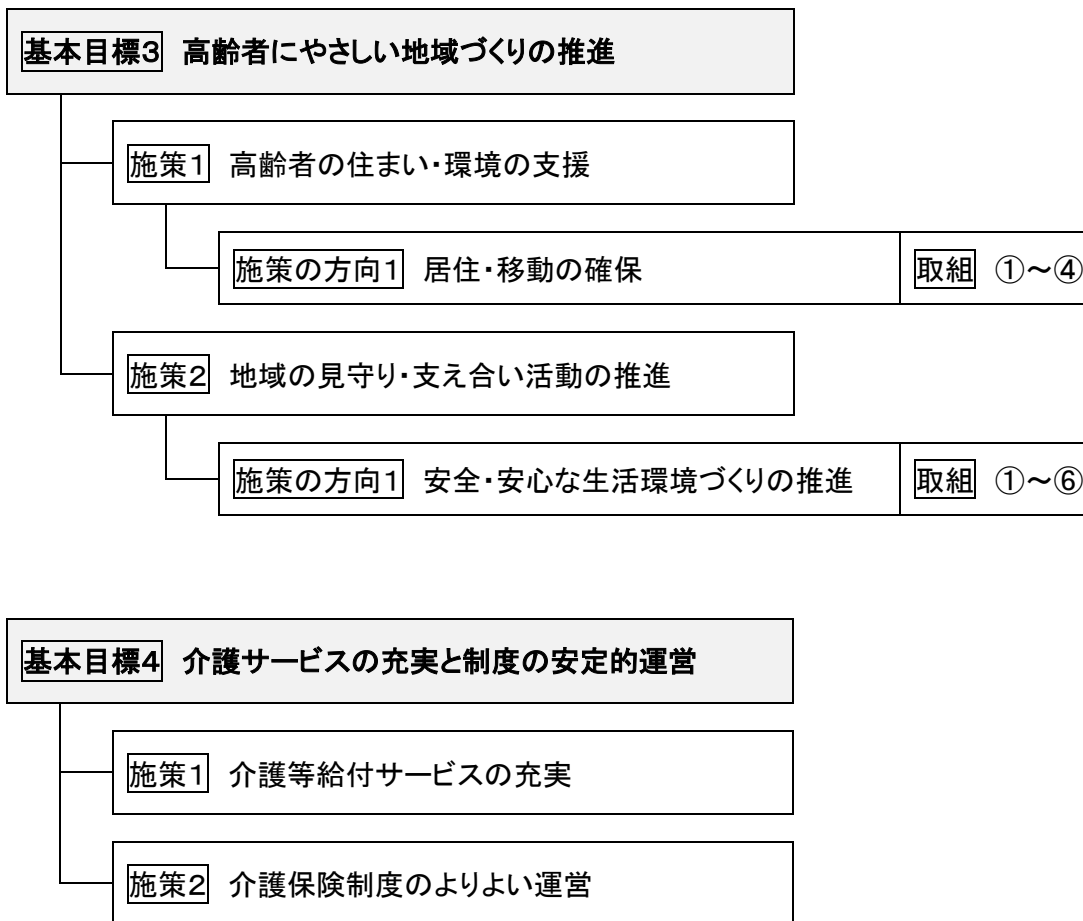
新たな介護保険制度においても、医療・介護連携の推進や、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進などが始まります。

本市においても、これまでの取り組みを通し、介護サービスの充実と制度の安定的運営に努めてきました。平成30年度からの第7期計画期間においても、引き続き、事業の適切な実施及びサービス提供体制の強化を図り、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

(3) 施策の体系

本計画の実施に当たり、施策の体系を次のとおりとします。





第3節 日常生活圏域の設定

(1) 日常生活圏域の基本的な考え方

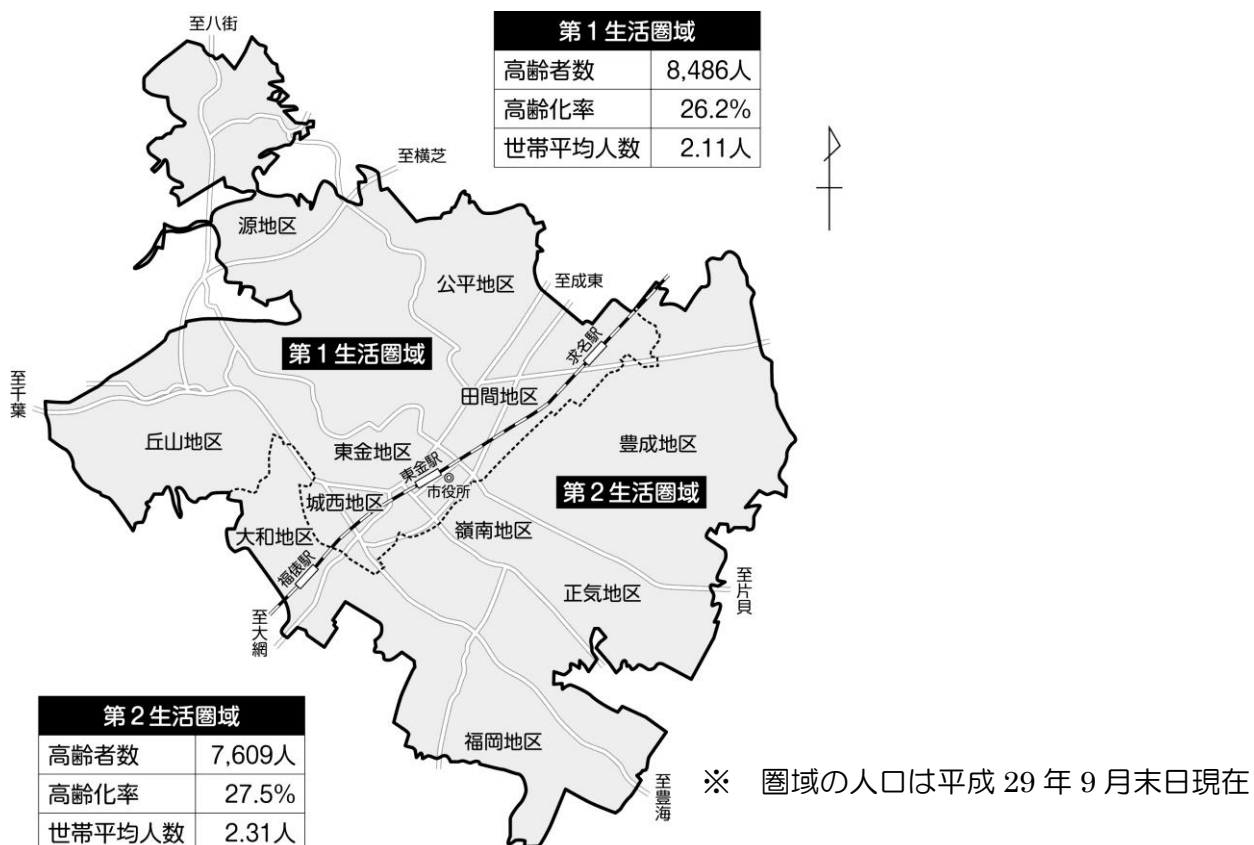
日常生活圏域の設定方法は、地理的条件や人口規模、交通事情、介護保険施設の整備状況などの諸条件を勘案して決定します。本市では、平成18年4月1日から、地域包括支援センターを直営で1ヶ所、地域包括支援センターのブランチ（地域の相談窓口）を日常生活圏域ごとに1ヶ所設置しています。

本計画期間においては、本市の地域性や諸条件に基づき、第6期計画から引き続き、市内を2つの日常生活圏域に区分することとします。

また、地域包括支援センターの設置や運営の在り方については、第7期計画期間中に第1号被保険者数の推移を踏まえながら、地域包括支援センター運営協議会等において協議、検討します。

<第7期における日常生活圏域>

- ◎ 第1圏域、第2圏域での高齢者数、高齢化率、世帯平均人数の数値に大きな偏りはなく、また、地域間格差も大きな要因となるもの（例えば、交通網や商店数等の著しい格差、サービス事業所や施設等の大きな偏りなど）で、特化して考慮すべき変更点はないと考えられる。
- ◎ 現在の東金市における施設整備等については、概ねバランスよく配置されている。



〈各論 1〉

第1章	基本目標1	健康で自立した生活を継続できるまち	34
第2章	基本目標2	住み慣れた地域で支え合いながら暮らせるまち	46
第3章	基本目標3	高齢者にやさしい地域づくりの推進	53
第4章	基本目標4	介護サービスの充実と制度の安定的運営	59

第1章 基本目標1 健康で自立した生活を継続できるまち

(1) 目標の方針

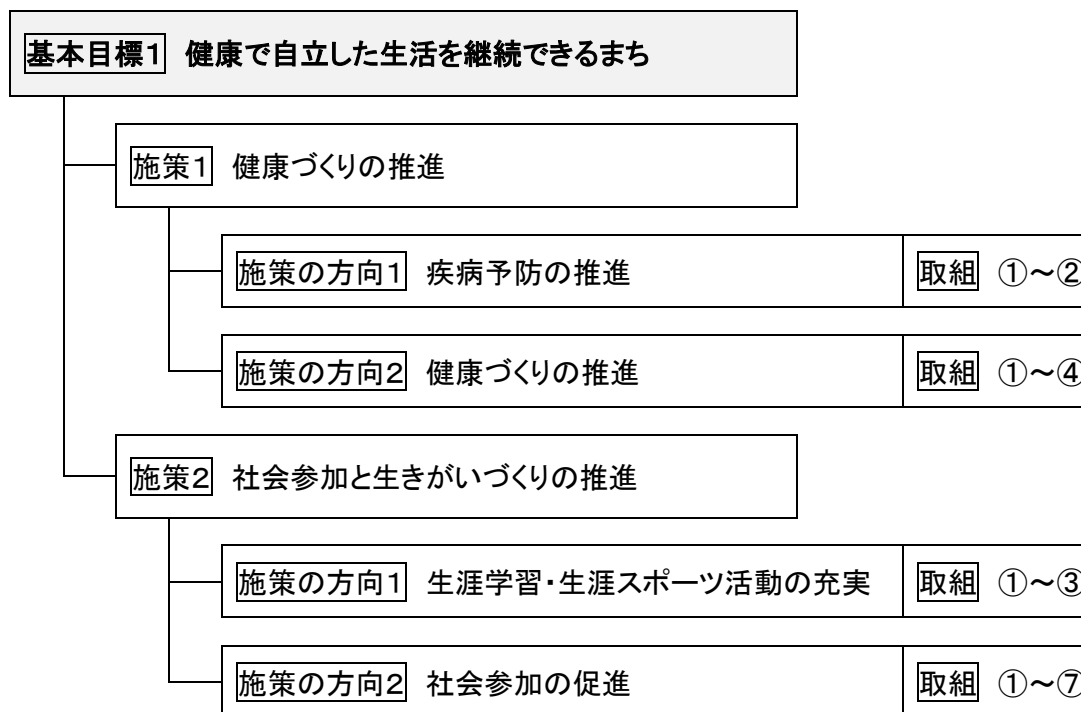
高齢者人口の増加に伴い、元気な高齢者の割合も増加しており、就労の継続や地域活動への積極的な参加が見られる一方、地域等の場に参加する機会や方法がわからないために参加できない高齢者も多くいます。

さらに、加齢による身体機能の低下を防ぐための「健康づくり」として、いつまでも健康で自立した生活を過ごしていくためにも、高齢者の健康増進・維持として包括的な支援を行う必要があります。

本市では、生きがいのある生活を送れるよう、地域活動や芸術・文化、スポーツ等へ参加しやすい環境づくりや参加の機会づくりを行うほか、関係団体等と連携し、活動を通じた社会参加を促進します。

また、本計画を高齢者の「保健」を含む計画として位置づけており、保健・医療部門と連携し、健康増進施策の推進と、介護予防事業の適切な実施を図ります。

(2) 目標の体系



施策1 健康づくりの推進

施策の方向1 疾病予防の推進

〔 施策の方針 〕

各種検診などを通して、事業の普及や受診率の向上などにより保健対策の強化を図り、市民が安心して健康で暮らせるような保健体制を目指します。

① 予防接種事業の実施

〔担当：健康増進課〕

事業概要と現状

インフルエンザ及び高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種対象者に接種費用の一部助成を実施しています。

また、平成 22 年度から高齢者の肺炎球菌感染症の任意接種に対して一部助成を実施しています。

今後の方向性

高齢者のインフルエンザや肺炎の罹患による重症化や発症予防のための啓発をしていきます。また、予防接種費用の助成制度の普及啓発に努めていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7次実績			第8次見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
インフルエンザ 接種率(%)	51.2	52.2	53.0	53.0	53.0	53.0
肺炎球菌 接種率(%)	39.2	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0

※ 平成 29 年度は見込み値。

② 各種検診の実施

〔担当：健康増進課〕

事業概要と現状

早期発見・早期治療を目的とし、各種検診が行われています。集団・個別方式で行う各種がん検診、デジタル胸部エックス線撮影による胸部検診等を実施しています。がん検診の受診率は前年度より概ね増加しています。

今後の方向性

がん検診の受診率は増加していますが、国の目標値 50%（69 歳までの受診率）となっており、低い状況です。

疾病の重症化予防には早期発見・早期治療が重要であるため、受診率向上のために引き続き啓発を行い、精密検査対象者には、確実に医療機関を受診するよう事後指導の内容を検討していきます。

実績値と本計画期間の計画値

※胃・大腸・乳・胸部は 40～69 歳、 子宮は 20～69 歳の受診率 ()は 70 歳以上を含む受診率	第7次実績			第8次見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
胃がん(%)	19.5 (16.6)	21.4 (17.6)	21.4 (17.6)	21.5	22.0	22.5
大腸がん(%)	35.4 (26.0)	36.4 (27.3)	36.4 (27.3)	37.0	37.5	38.0
乳がん(%)	45.9 (30.7)	47.9 (34.3)	47.9 (34.3)	48.0	48.5	49.0
子宮頸がん(%)	29.2 (21.6)	33.1 (24.6)	33.1 (24.6)	33.5	34.0	34.5
胸部(結核・肺がん)(%)	38.2 (36.2)	36.0 (35.6)	36.0 (35.6)	36.5	37.0	37.5

※ 平成 29 年度は見込み値。

施策の方向2 健康づくりの推進

〔 施策の方針 〕

市民一人ひとりの健康づくりを促進し、健康な心身の維持を図るとともに、生涯現役を目指した健康寿命の延伸を図ります。

① 特定健康診査・特定保健指導の実施

〔担当：国保年金課〕

事業概要と現状

特定健康診査については、集団健診を5月から7月にかけてふれあいセンター外10か所を実施し、個別健診を5月から通年で実施しています。また、平成28年度より11月に追加集団健診を実施しています。

特定保健指導については、7月から特定健康診査の結果に基づいて実施しています。

今後の方向性

特定健康診査について、これまでの受診勧奨や啓発活動の方法を見直し、戸別訪問等により、特に健診受診率の低い40歳代の受診率の向上を図ります。

特定保健指導について、第3期特定健診等実施計画から可能となった「2年連続積極的支援該当者への特定保健指導の弾力化」により、実施率の向上を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

特定健康診査	第7次実績			第8次見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
対象者(人)	12,718	12,072	13,072	12,328	11,997	11,932
受診者(人)	4,977	5,126	4,612	5,548	5,759	6,085
受診率(%)	39.1	42.5	35.3	45.0	48.0	51.0

※ 平成29年度は11月末現在の健康管理システム登録人数及び受診率。

特定保健指導	第7次実績			第8次見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
対象者(人)	710	807	687	932	946	985
終了者(人)	396	449	383	522	539	571
実施率(%)	55.8	55.6	55.7	56.0	57.0	58.0

※ 平成29年度は11月末現在の健康管理システム登録人数及び実施率。

※ 平成29年度終了者は、初回面接を行った者の人数を記載。

② とうがね健康プラン 21 に基づく健康づくり施策の推進 [担当：健康増進課]

事業概要と現状

健康寿命の延伸を目標に、とうがね健康プラン 21（第2次）を推進しているところですが、平均寿命と健康寿命の差が、平成20年では男性1.4年・女性2.9年、平成25年では男性1.5年・女性3.4年と差が拡大しており、日常生活に制限がある期間が伸びています。そのため、効果的にプランを推進していく取組み体制の構築が重要です。

今後の方向性

健康増進計画としてとうがね健康プラン 21（第2次）を策定してきましたが、平成30年には関連性の高い、自殺対策計画、食育推進計画、母子保健計画、歯科口腔保健計画との一体性をもたせ、健康寿命延伸に向けて推進していきます。

③ 健康づくりのための啓発・支援の推進 [担当：健康増進課]

事業概要と現状

健康相談や健康教育、家庭訪問を通して、健康に関する正しい情報を提供し、健康問題の解決に向けた支援を行っています。

食生活改善協議会において、地区伝達講習にて生活習慣病予防メニューを住民へ伝達しています。男性料理教室を実施し、男性の食の自立を目指し、調理指導を行っています。

また、地区のヘルスサポーターが主催するウォーキング等、地区組織の支援を行っています。

今後の方向性

保健師や栄養士等による健康相談や家庭訪問指導などを通して、個人の健康問題の解決に向けた支援をしていきます。

地域の実践者として活躍している食生活改善協議会やヘルスサポーターなどとともに、地域全体の健康づくりへの啓発を進めていきます。また、健康マイレージ事業を通して自らの健康づくりへの意識の向上について周知していきます。

実績値と本計画期間の計画値

食生活改善協議会地区活動の状況	第7次実績			第8次見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
生活習慣病予防(人)	4,501	4,318	4,300	4,000	4,000	4,000
高齢者の健康支援(人)	2,301	2,402	2,300	2,000	2,000	2,000

※ 平成29年度は見込み値。

④ かかりつけ医の推進

〔担当：健康増進課〕

事業概要と現状

健康相談や健診の場において、かかりつけ医を持つことの大切さを啓発しています。

今後の方向性

高齢者の健康管理において、かかりつけ医を持つことは重要なため、医師会・歯科医師会と情報の共有を図りながら、かかりつけ医の推進への啓発に引き続き努めていきます。

施策2 社会参加と生きがいづくりの推進

施策の方向1 生涯学習・生涯スポーツ活動の充実

〔 施策の方針 〕

生涯学習、就労など、地域において活躍できる場を充実させることにより、高齢者の生きがいの創出や「生活の質」の向上を図ります。また、スポーツ等を通して、健康な心身づくりを促進します。

① 生涯学習の推進

〔担当：生涯学習課〕

事業概要と現状

市民の生涯学習に対する意欲は、近年増加傾向にあり、本市ではこのような要望に対して老人福祉センターや公民館で、各種教養講座や講演会を開催しています。

今後の方向性

公民館講座における長年実施していた年間講座について、講師の健康上の理由や高齢化等の諸事情により、今後の講座継続が困難となる事案が発生しました。このことを受け、今後、既存講座の見直しや新規講座の実施について検討を行っていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7次実績			第8次見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
主催事業参加者(人)	635	608	620	650	650	650

※ 平成29年度は見込み値。

② 生涯スポーツの推進

〔担当：スポーツ振興課〕

事業概要と現状

スポーツは健康増進のみでなく、人と人との交流につながることから、若年層から高齢者まで多くの世代で行うことができるスポーツの普及を行っています。

今後の方向性

東金市スポレクデーにおいて、様々なニュースポーツを導入し、子どもから高齢者まで、また障がいのある人も参加しやすい事業となるように展開していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7次実績			第8次見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
東金市スポレクデーの参加者数(人)	439	398	585	600	600	600

③ 老人福祉センター各種教室の開催

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

老人福祉センターでは、自主事業として、5つの教室を実施しています。高齢者の生きがい支援や生涯学習の場の提供として行います。

今後の方向性

高齢者の生きがい支援や交流、生涯学習の場の提供として、閉じこもり防止や介護予防にもつながることから、今後も行っていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7次実績			第8次見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
講座数(講座)	5	5	5	5	5	5

※ 平成29年度は見込み値。

施策の方向2 社会参加の促進

〔 施策の方針 〕

就労機会や地域において活躍できる場を充実させることにより、高齢者の生きがいの創出や「生活の質」の向上を図り、元気な高齢者が活躍する環境づくりに取り組みます。

① 東金市シルバー人材センター

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

平成6年に設立された（公社）東金市シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある高齢者の豊かな経験と能力を活かすことのできる働く場の提供、社会参加の機会確保を目的としています。

本市では、経営の安定化を図るため、補助金を交付し事業運営を支援しています。

今後の方向性

高齢者の就業を通じた生きがいづくりを推進するとともに、高齢者自身が培った技能や知識を活かしながら、生きがい活動や社会参加、地域貢献活動等の機会提供の支援を行っていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7次実績			第8次見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
会員(人)	387	364	360	370	370	370
受注(件)	2,977	3,000	2,950	3,000	3,000	3,000

※ 平成29年度は見込み値。

② 高齢者の就労支援

〔担当：商工観光課〕

事業概要と現状

人口減少社会において、労働力の不足が大きな社会問題となっており、高齢者を活用することが求められています。

また、高齢者が生きがいをもって、規則正しく生活していく上でも無理のない就労環境は有効だと考えます。

今後の方向性

本市を管轄する千葉南公共職業安定所（ハローワーク千葉南）が行う「65歳超雇用推進助成制度」や「生涯現役支援窓口」などの高齢者再就職支援の制度について、活用できるように周知を図っていきます。

③ 市民との協働の推進

〔担当：企画課〕

事業概要と現状

少子高齢化・人口減少時代を迎え、行政だけでは対応できない課題に対し、市民と行政が対等な立場で、ともに力を合わせて取り組むことにより持続可能なまちづくりを目指す「協働のまちづくり」を推進しています。

その方策の一つとして、市民活動団体や地域住民団体から提案のあった公益的な事業に団体と市が協働で取り組む「市民提案型協働事業」を実施しています。

今後の方向性

市民提案型協働事業の継続により、公共的サービスの充実や地域コミュニティの強化を図っていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7次実績			第8次見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
市民提案型協働事業(実施数)	12	10	10	9	実施予定	実施予定

※ 平成29年度は見込み値。

④ 老人福祉センターの運営

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

老人福祉センターは、高齢者の健康増進・教養の向上・仲間づくりの場となっており、また、長寿の会連合会の活動拠点施設でもあり、高齢者の生きがい対策、社会参加活動の推進に寄与するとともに、各種団体の大会・総会・研修会の会場として利用されています。

今後の方向性

高齢者の生きがい推進事業である各種講座について、高齢者のニーズをふまえた内容での実施など、これからの時代に即した活動の支援に努めます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7次実績			第8次見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
施設利用(件)	685	681	650	660	660	660
利用者数(人)	8,145	7,872	7,700	7,800	7,800	7,800

※ 平成29年度は見込み値。

⑤ 敬老事業

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

対象年齢を迎える方に民生委員を通じて敬老祝品を贈呈しています。

今後の方向性

今後は、100歳（百賀）を迎える方を中心に実施していきます。

なお、平成28年の全国平均寿命は、男性80.98歳、女性87.14歳となり、今後もさらに伸びると見込まれていることから、事業のあり方について検討が必要と考えています。

実績値と本計画期間の計画値

	第7次実績			第8次見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
100歳(人)	7	6	4	7	7	7

⑥ 高齢者スポーツ大会の推進

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

高齢者がスポーツを通じ、健康の保持と会員相互の親睦を深めることにより、地域社会との交流を深め、生活の喜びを高めることを目的に東金市長寿の会連合会主催の高齢者スポーツ大会の実施に係る支援を行います。

今後の方向性

参加者を増やすための方策を検討しつつ、今後も大会開催を支援していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7次実績			第8次見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
スポーツ大会参加者(人)	563	519	563	560	560	560

⑦ 長寿の会の活動支援

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

補助金を交付して会の活動を支援し、総会やスポーツ大会をはじめ、各種イベントを行っています。

今後の方向性

単位クラブの会員数が減少傾向にあり、また会員全体の高齢化が進んでいることから若年高齢者の加入や地域での支え合い活動について支援していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7次実績			第8次見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
クラブ(団体)	61	62	58	60	60	60
会員(人)	2,274	2,330	2,197	2,300	2,300	2,300

第2章 基本目標2 住み慣れた地域で支え合いながら暮らせるまち

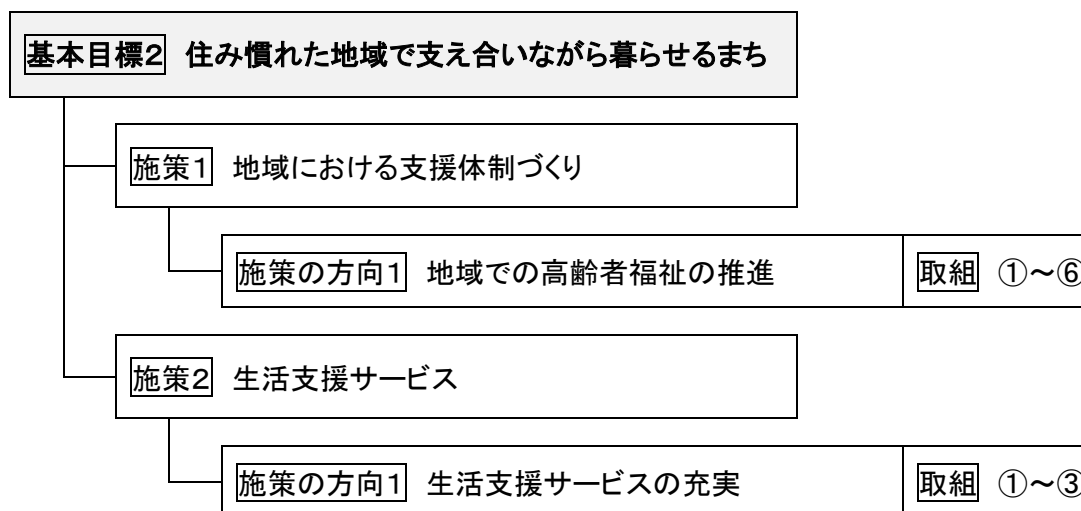
(1) 目標の方針

地域共生の理念に基づく地域包括ケアシステムの実現のため、新たに示されている「在宅医療・介護の連携」「障害者の地域移行」といった課題に対応するため、医療機関等の専門機関・団体との連携体制の構築が求められています。

また、民生委員や社会福祉協議会、事業者等の関係機関と連携を強化し、専門的な支援体制の構築を図る必要があります。

本市では、引き続き地域包括ケアシステムの充実を図るとともに、新たに枠組みに加えられた制度等の事項や対象者の支援実施に向け、適切な体制を整備します。

(2) 目標の体系



施策1 地域における支援体制づくり

施策の方向1 地域での高齢者福祉の推進

〔 施策の方針 〕

一人暮らし世帯の増加に伴い、見守り・安否確認や緊急事態に対する対応は、今後ますます重要になってきます。

よって、地域包括ケアの一端を担う事業として、事業の周知・啓発に努めます。

① 東金市社会福祉協議会の活動支援

〔担当：社会福祉課〕

事業概要と現状

社会福祉協議会は、住民が主体となって地域の福祉課題へ取り組む民間組織であり、生活圏域において顔の見える関係による助けあい活動を推進しています。

また、ボランティア活動を支援する「ボランティア市民活動センター」を設置し、地域で支えあう人材の育成などを行っています。

移動困難者を支える移動サービス（福祉有償運送）や、定期的な訪問や日常的な金銭管理による自立した地域生活を支援する「とうがね後見支援センター」（福祉サービス利用援助事業）は、介護支援専門員等の相談機関からの紹介による利用者が増加傾向となっています。

このような活動を行う社会福祉協議会を支援することで、支援体制の構築を目指しています。

今後の方向性

地域共生社会を実現するために、住民が主体的に地域課題を把握し解決する体制づくりが求められています。社会福祉協議会は、生活課題を細かく支援するため、市内を12地区に分け、地域に根ざした幅広い活動をしています。今後も住民主体による地域福祉活動を継続して支援します。

② 東金市地域福祉計画の推進

〔担当：社会福祉課・社会福祉協議会〕

事業概要と現状

地域福祉計画では、市全体の地域福祉を進めるための理念・仕組みを示しています。

また、本市では、社会福祉協議会が具体的な実現に向けての活動内容を考える地域福祉活動計画と合わせて策定しています。

現在の第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画では、地区ごとの特性によって生じる課題に対応した取り組みを進めるため、「地区別地域福祉の推進」を重点プロジェクトとしています。

今後の方向性

地区社協を中心に、区会（自治会）や地域の団体、住民と連携しながら、協働によって地域福祉を推進する体制の構築を目指し、将来的な地域の福祉力の育成・向上を図ります。

③ 地域で見守るしくみづくり

〔担当：社会福祉協議会〕

事業概要と現状

在宅で生活する高齢者が、地域での孤独に不安を持たないように、訪問（電話を含む）することで孤独感の解消や安否確認を行っています。

地域の協力者が訪問をするささえあいサービスは、70歳以上の虚弱（見守りが必要）な一人暮らし世帯や高齢者夫婦世帯を、また、電話による安否確認をする福祉テレホンサービスは、65歳以上の一人暮らし世帯や準じた（日中のみ一人暮らし）世帯を対象としています。介護保険サービス等の利用もあり、利用者の大きな変動はありません。

今後の方向性

訪問による見守りを目的とした活動のほか、各地域での交流機会を活用し、日常生活での見守り意識の向上を目指します。

④ ボランティア活動など住民活動の活性化

〔担当：社会福祉協議会〕

事業概要と現状

市民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに、組織的なボランティア活動の育成と援助を行う「ボランティア市民活動センター」に、ボランティアコーディネーターを配置し、活動の支援を行っています。

ボランティア養成として、夏休みボランティア体験を実施し、受入協力団体が増加傾向にあります。また、ボランティアまつりでは、多くのボランティア活動団体と来場者の参加がありました。なお、ボランティアの相談内容は、施設からの協力依頼が増加しています。

今後の方向性

「ボランティア市民活動センター」の活動を周知し、ボランティア養成講座や交流事業の充実を図ります。ボランティア相談については、今までどおり丁寧な対応に加え、活動者のアフターフォローの手段を検討し、ボランティア活動を定着させるための働きかけを行います。

⑤ 民生委員への活動支援

〔担当：社会福祉課〕

事業概要と現状

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員として、それぞれの担当地域で住民の見守りや相談・支援活動等を行っています。また、行政機関とも連携し、高齢者世帯の状況調査等に協力しています。

民生委員の活動を支援することで、地域福祉の推進を図っています。

今後の方向性

今後も、広報紙の発行や研修会の実施等により、民生委員活動を支援していきます。

⑥ 高齢者見守りネットワーク事業

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

孤立死や孤独死の防止に向け、郵便局など、個人宅を訪問する事業者と協定を締結し、地域の見守り活動を推進しています。

今後の方向性

今後も高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「高齢者の見守り」を地域の課題ととらえ、さまざまな関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施し、地域全体で継続的に取り組んでいきます。

施策2 生活支援サービス

施策の方向1 生活支援サービスの充実

〔 施策の方針 〕

高齢者の安心した在宅生活を支援するため、ニーズに適した生活援助を行います。

① 軽度生活援助事業

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に、軽度生活援助員を派遣する事業を実施しています。

今後の方向性

介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体の生活支援サービスとうまく併用しながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように本事業を今後も継続していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7次実績			第8次見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者(実人員)	87	104	114	124	134	140

※ 平成29年度は見込み値。

② はり・きゅう・マッサージ等助成事業

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

はり、きゅう、マッサージ等施術利用券を交付し、利用することにより、在宅での日常生活を支える一助となっています。

今後の方向性

利用者の動向の把握を行ない、今後も事業を継続して実施していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7次実績			第8次見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者(延べ人員)	687	596	720	740	740	740

※ 平成29年度は見込み値。

③ あんしん電話事業

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

一人暮らし高齢者等が住み慣れた居宅で、安全安心に過ごすため通報装置の貸与を行っています。

今後の方向性

広報等への掲載、民生委員やケアマネジャーを通して周知を図りながら、今後も継続して事業を実施していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7次実績			第8次見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
貸与世帯(世帯)	159	173	184	190	200	200

※ 平成29年度は見込み値。

第3章 基本目標3 高齢者にやさしい地域づくりの推進

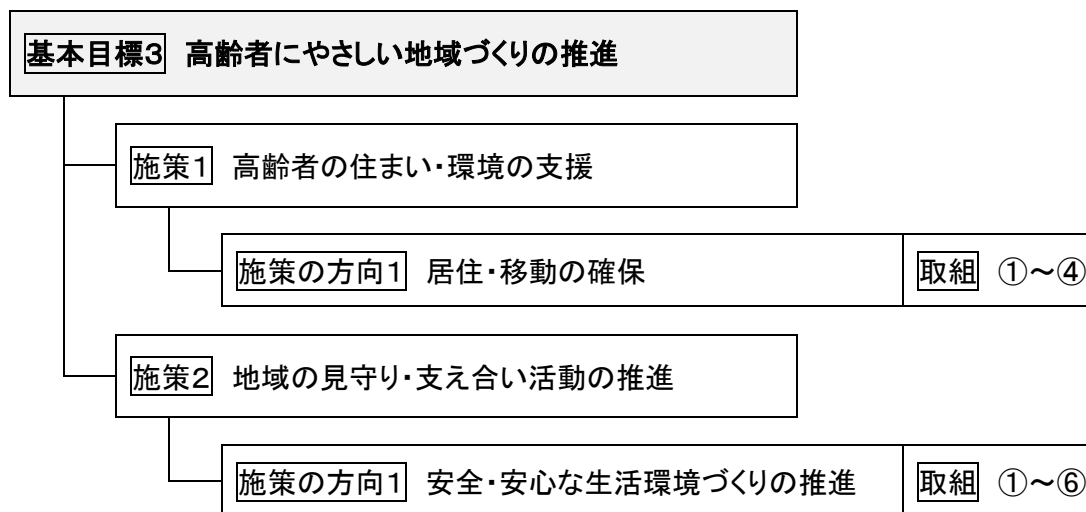
(1) 目標の方針

高齢者の日常生活を支援するためには、法制度に基づく支援施策の充実とともに、ボランティア団体等との連携や、関係機関との協力が不可欠となります。また、自立した生活を促進するために、地域で生活しやすいまちづくりを行い、高齢者の日常生活における障壁を取り除く必要があります。

本市では、地域での「暮らし」と「自立した生活」を支援、促進するため、安心安全な環境づくりに努め、暮らしやすいまちづくりを行います。

高齢者住宅や福祉施設などの社会資源の整備に努めるとともに、高齢者の外出支援を図ります。また、自宅から目的地へ自由に外出できるよう、市内公共施設等のバリアフリー化を推進し、住みよいまちづくりを推進します。

(2) 目標の体系



施策1 高齢者の住まい・環境の支援

施策の方向1 居住・移動の確保

〔 施策の方針 〕

高齢者の良好な住環境づくりを目指すとともに、高齢者の生活を支えるバス、タクシーなどの公共交通について利便性の向上を図ります。

① 養護老人ホーム

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

環境上の理由及び経済的理由により居宅において生活が困難になった高齢者等を養護老人ホームに措置します。

今後の方向性

環境上の理由及び経済的理由により居宅において生活が困難になった高齢者等への迅速な対応及び適切に措置できるように努めます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7次実績			第8次見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
措置者(人)	9	9	9	9	9	9

※ 平成29年度は見込み値。

② 多様な住まいの確保

〔担当：都市整備課・高齢者支援課〕

事業概要と現状

高齢者の生活ニーズにあった住まい（持家、賃貸住宅、市営住宅、有料老人ホーム、サービス付き高齢者専用住宅等）の在り方を検討していく必要があり、国・県の情報収集に努めるとともに、庁内担当部署と連携を図ります。

今後の方向性

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等、事業者による多様な住まいの整備が進むよう、引き続き国・県の情報収集に努めるとともに、庁内担当部署と連携を図っていきます。

③ 移動交通手段の確保

〔担当：企画課〕

事業概要と現状

平成 24 年 10 月から平成 26 年 3 月までの実証実験を経て、平成 26 年 4 月に乗合タクシーの市内全域運行を開始し、公共交通不便地域の改善を図ってきました。様々な公共交通の特性を生かしながら持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に努めています。

今後の方向性

地域の利用ニーズに応じた利便性の向上や利用促進を図るため、路線バス運行を基本としつつ、市内循環バスの維持に加え、乗合タクシーの効率的な運行を行うことで、利便性の確保に努めていきます。

④ 公共交通機関のバリアフリー化

〔担当：企画課〕

事業概要と現状

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づく「移動円滑化の促進に関する基本方針」では、鉄道駅の 1 日の平均利用者数が 3,000 人以上の駅について、平成 32 年度までに、原則として全てにおいてバリアフリー化することとされています。

また、交通弱者の交通手段の確保と充実を図るため、円滑な移動等に配慮した車両の必要性が増加しています。

今後の方向性

JR 東金駅及び求名駅・福俵駅における駅舎のバリアフリー化を JR と共に進めていきます。また、バス、タクシー車両の更新にあたっては低床バスやユニバーサルデザイン車両等、交通弱者が快適で安心のできる車両の導入を事業者に求めています。

施策2 地域の見守り・支え合い活動の推進

施策の方向1 安全・安心な生活環境づくりの推進

〔 施策の方針 〕

高齢者の安心した生活を守るため、災害時の避難行動等の周知啓発や消費者被害対策等の防災防犯への取り組みを推進します。また、ユニバーサルデザインに基づく、住みよいまちづくりに努め、安心して住み続けることのできる生活環境づくりを推進します。

① 交通安全対策

〔担当：消防防災課〕

事業概要と現状

交通安全意識の高揚を図るため、交通安全教室の開催をしています。

今後の方向性

交通事故被害者となりやすい高齢者の交通安全意識の向上を図り、高齢者が正しい知識を深めるための取り組みを、関係機関・団体等と連携して行います。

また、高齢者に対する意識づけについては、わかりやすい周知方法を今後も検討し、啓発活動に取り組みます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7次実績			第8次見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
交通安全教室(回)	15	12	16	18	18	18
参加者(人)	593	357	472	500	500	500

※ 平成29年度は見込み値。

② 防犯対策

〔担当：消防防災課〕

事業概要と現状

詐欺の被害者の多くが一人暮らしの高齢者であるため、一人暮らしの高齢者にチラシの配布やかもめーるによる注意喚起を行い、また、高齢者の集いの際に、詐欺の注意喚起を行うためのDVDを貸出しました。

今後の方向性

詐欺など犯罪の被害者となりやすい高齢者の防犯意識の向上を図り、高齢者が正しい知識を深めるための取り組みを、関係機関・団体等と連携して行います。

また、高齢者に対する意識づけについては、わかりやすい周知方法を今後も検討し、啓発活動に取り組みます。

③ 防災対策の推進

〔担当：消防防災課〕

事業概要と現状

防災行政無線のデジタル化に取り組み、防災情報発信手段の多様化・充実を図ります。
また、自主防災組織の設立を促進し、地域防災力の向上を図ります。

今後の方向性

近年、各地で発生している地震や風水害などの教訓を踏まえ、地域防災力の向上による減災を重視した防災対策を進め、高齢者等の要配慮者への支援、男女共同参画の視点での取り組み等を関係機関・団体等との連携のもと実施していきます。

④ 避難行動要支援者名簿の作成・活用

〔担当：消防防災課・社会福祉課・高齢者支援課〕

事業概要と現状

避難行動要支援者名簿の更新や平常時からの名簿提供に関する要支援者の同意率の向上、個々の避難行動計画の作成に向けた体制づくりを関係部署、関係機関・団体との連携のもと実施していきます。

今後の方向性

避難行動要支援者名簿の管理・更新を行い、災害発生時の支援体制の確立に努めます。

⑤ 消費生活相談

〔担当：商工観光課〕

事業概要と現状

近年、高齢者をターゲットとした「電話d e詐欺」の多発、またインターネットや訪問販売による悪質商法などの被害が多発しています。

市では「東金市消費生活センター」を設置し、このような事案に対し、相談・解決のためのアドバイスを行っています。

今後の方向性

安全で安心な消費生活を送れるよう、消費者保護の推進を図るほか、消費生活に関する情報を生活弱者である高齢者や子どもにも分かりやすく提供し、未然防止につながるよう消費者啓発の推進を図っていきます。

⑥ 福祉のまちづくり

〔担当：都市整備課・建設課〕

事業概要と現状

樹木の剪定や、遊具の点検などの管理を行い、自然とのふれあいや、健康運動、レクリエーション活動の拠点となるような、安心安全に利用できる都市公園の維持管理を推進しています。

高齢者など歩行者が安心安全に通行する事ができるように道路（歩道）の整備を順次進めています。

今後の方向性

市民の声に耳を傾けながら、地域における世代間コミュニティ活動の拠点となるような公園づくりを目指して都市公園の維持管理を行います。

また、千葉県福祉のまちづくり条例等に基づき、公園施設や道路のバリアフリー化、改修、及び整備を促進し、すべての人にやさしいまちづくりをめざします。

第4章 基本目標4 介護サービスの充実と制度の安定的運営

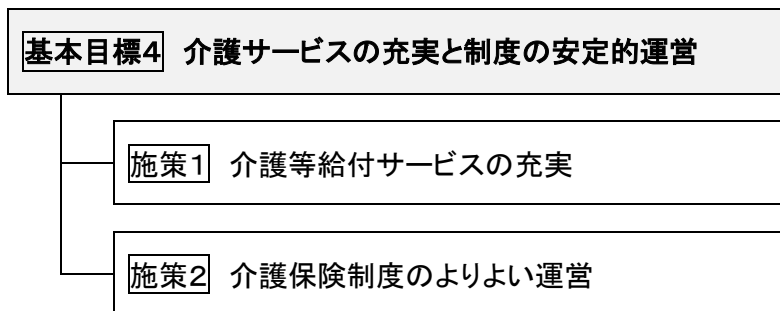
(1) 目標の方針

平成 12 年度より始まった介護保険制度も、度重なる制度改正やサービスの変更等を経ながら、その都度、高齢者をめぐる社会問題に対して取り組みを進めてきました。

新たな介護保険制度においても、医療・介護連携の推進や、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進などが始まります。

本市においても、これまでの取り組みを通し、介護サービスの充実と制度の安定的運営に努めてきました。平成 30 年度からの第7期計画期間においても、引き続き、事業の適切な実施及びサービス提供体制の強化を図り、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

(2) 目標の体系



施策1 介護等給付サービスの充実

〔 施策の方針 〕

要支援・要介護認定者に対し、介護保険法及び制度に基づく介護保険サービスの提供を行います。また、サービスの提供にあたっては、本市及び地域の実情に適切なものとなるよう努め、不足するサービスについては、広域でのサービス提供等、国県と連携した体制の整備を図ります。

なお、個別の提供サービスについては、本計画各論2「第2章 介護保険事業の実績と見込み」に掲載しています。

施策2 介護保険制度のよりよい運営

〔 施策の方針 〕

介護保険事業の円滑な実施及びサービス提供体制の整備等については、介護保険法及び介護保険指針において、保険者の責任によってその実施に努めることとされています。

本市においても、従来に引き続き、制度の円滑な運営及びサービスの提供に努めます。

なお、介護保険事業の円滑な運営については、本計画各論2「第5章 介護保険制度の円滑な運営」に掲載しています。

〈各論 2〉

第1章	第7期介護保険事業について	62
第2章	介護保険事業の実績と見込み	64
第3章	地域支援事業の実績と見込み	76
第4章	第7期介護保険事業の見込み	94
第5章	介護保険制度の円滑な運営	104

第1章 第7期介護保険事業について

第1節 介護保険制度の改正点について

(1) 医療・介護の連携の推進等

医療・介護連携の推進として、主に、①新たな介護保険施設「介護医療院」の創設と、②連携に関する都道府県による市町村への支援の整備が挙げられます。

①は、転換が進められている介護療養型医療施設の機能を引き継ぎつつ、生活施設としての機能を兼ね備えた新しい介護保険施設として「介護医療院」を創設します。

介護医療院は介護保険法上に根拠を持つ介護保険施設ですが、同時に医療法上においても医療提供施設として位置づけられます。なお、旧来の介護療養型医療施設については、平成36年3月31日までに廃止、転換することとされています。

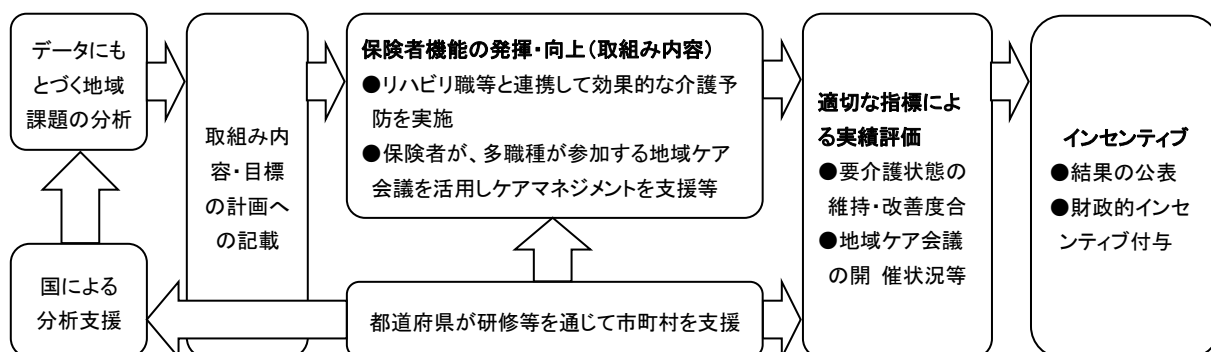
②は、従来、地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業の中で医療機関と介護事業所等の関係者の連携が推進されていますが、都道府県の協力は必要な事業のみに限られています。そのため、法改正に伴い、都道府県は地域支援事業全体に対し支援に努めるものとされ、また、市町村は必要な連絡調整ができ、関係者は事業に協力するよう努めることとされます。

(2) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進

平成29年改正法により、全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組む仕組みが制度化されます。

具体的には、介護保険事業計画に自立支援等施策及びその目標に関する事項の記載が追加され、市町村は計画の策定にあたって、①介護保険事業の実施状況に関する情報を分析、②自立支援等施策の実施状況や目標達成状況に関する調査・分析及び結果の公表を行うことと努めることとされています。

この他、国は自立支援等施策の取り組み等を支援するため、市町村・都道府県に交付金を交付するという、財政的インセンティブの付与の規定が整備されています。

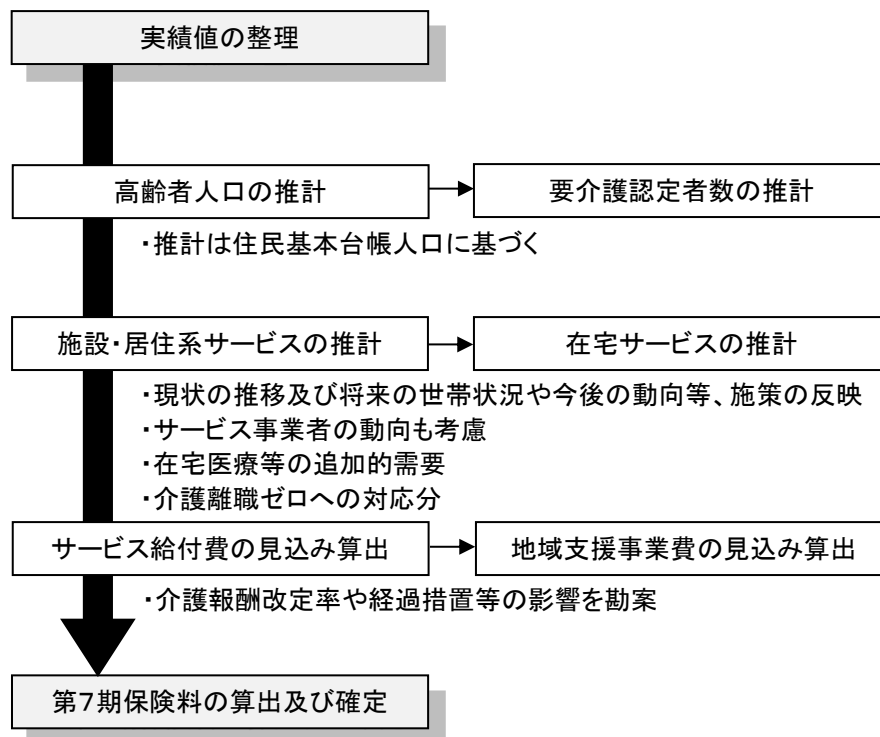


第2節 サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー

(1) サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー

本計画のサービス見込み量及び介護保険料の算出に当たっては、厚生労働省より提供される「見える化システム」を用いました。

算出の過程においては、本市の実績の推移（第6期計画期間）の伸び率を基本推計とし、その各種値に本市の実情や将来の見込み等を施策に反映し、勘案しています。加えて、在宅医療等の追加的需要及び介護離職ゼロへの対応分、制度改正に伴う地域支援事業の組直しがあり、同様に反映を行っています。



また、保険料算定の基礎となる介護保険事業費は、標準給付費と地域支援事業費に分けられます。

本計画では、標準給付費の内訳（介護サービス・介護予防サービス）及び地域支援事業費を合わせた給付費総計を記載します。

第2章 介護保険事業の実績と見込み

第1節 居宅(介護予防)サービス

高齢者が可能な限り在宅生活を継続できるよう、良質なサービスの確保に向けた施策を推進するとともに、充実が必要なサービス事業にあっては、事業者の参入を促すことにより適切な居宅(介護予防)サービスや、各種サービスの必要量の確保に努めます。

(1) 訪問サービス

① 訪問介護(介護予防訪問介護)

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助・相談を行います。通院時の乗降介助なども利用できます。なお、介護予防サービスは、平成28年2月より、介護予防・生活支援サービス事業に移行しています。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	553	553	543	601	616	624
介護予防サービス(人/月)	101	38	0	—	—	—

※ 平成29年度は見込み値。

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護士と看護師が居宅を訪問し、移動入浴車による入浴介助を行います。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	66	53	46	46	49	51
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 平成29年度は見込み値。

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

心身機能の維持や回復のために、看護師や保健師、理学療法士等が居宅を訪問し療養や診療の介助を行います。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	143	144	132	139	145	154
介護予防サービス(人/月)	5	2	4	4	4	4

※ 平成29年度は見込み値。

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

心身機能の維持や回復のために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等が居宅を訪問して理学療法や作業療法、その他のリハビリテーションを行います。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	27	37	33	36	38	38
介護予防サービス(人/月)	0	1	2	2	2	2

※ 平成29年度は見込み値。

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師が介護サービス利用計画に必要な情報を事業者を提供し、サービス利用者に介護に関する指導や助言を行うサービスです。医師や歯科医師の指示に基づき、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が指導を行います。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	171	201	239	256	273	295
介護予防サービス(人/月)	9	9	10	7	12	15

※ 平成29年度は見込み値。

第2章 介護保険事業の実績と見込み

第1節 居宅(介護予防)サービス

(2) 通所サービス

① 通所介護(介護予防通所介護)

通所介護施設において、日帰りで入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助・機能訓練・相談を行います。なお、介護予防サービスは、平成28年2月より、介護予防・生活支援サービス事業に移行しています。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	538	396	420	459	481	515
介護予防サービス(人/月)	86	21	0	—	—	—

※ 平成29年度は見込み値。

② 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関において、心身機能の維持や回復のために、日帰りで理学療法や作業療法等のリハビリテーションを行います。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	202	204	231	247	262	280
介護予防サービス(人/月)	12	11	10	12	13	14

※ 平成29年度は見込み値。

(3) 短期入所サービス

① 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等へ短期入所して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	118	111	120	133	136	146
介護予防サービス(人/月)	1	0	0	0	0	0

※ 平成29年度は見込み値。

② 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等へ短期入所して、看護・医学的管理のもとに介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の援助を行います。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	22	28	30	32	35	38
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 平成29年度は見込み値。

第2章 介護保険事業の実績と見込み

第1節 居宅(介護予防)サービス

(4) 福祉用具・住宅改修サービス

① 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

居宅で自立した日常生活を営めるように、適切な福祉用具の貸与を行います。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	725	756	776	827	866	903
介護予防サービス(人/月)	57	63	76	79	82	88

※ 平成29年度は見込み値。

② 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

居宅で自立した日常生活を営めるように、入浴や排せつ等に使用する特定福祉用具について、購入に要した費用を一部補助します。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	16	15	15	15	18	20
介護予防サービス(人/月)	2	3	2	2	2	2

※ 平成29年度は見込み値。

③ 住宅改修費・介護予防住宅改修費

居宅で自立した日常生活を営めるように、住宅改修に要した費用を一部補助します。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	11	9	8	8	10	10
介護予防サービス(人/月)	3	3	2	2	2	3

※ 平成29年度は見込み値。

(5) その他のサービス

① 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等に特定施設サービス計画に基づいて、入浴・排泄・食事等の介護やその他の日常生活上の援助・機能訓練・療養上の介助を行います。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	34	36	41	39	42	45
介護予防サービス(人/月)	6	6	5	5	5	5

※ 平成29年度は見込み値。

② 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援事業者や地域包括支援センターがサービスの利用計画を作成し、適切なサービス提供が受けられるように管理を行います。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	1,176	1,212	1,219	1,323	1,359	1,409
介護予防サービス(人/月)	198	115	67	70	80	90

※ 平成29年度は見込み値。

第2節 地域密着型(介護予防)サービス

地域密着型サービスは、平成 18 年度に、高齢者が住み慣れた地域で、きめ細かく配慮されたサービスの提供を受けることができるよう創設された介護保険のサービスです。

地域密着型サービスでは、地域の実情を反映し、きめ細かく対応できる小規模事業所によりサービスが提供され、利用対象者は、事業所が所在する市町村の被保険者となります。

また、該当事業者がない場合、提供されないサービスもありますが、今後の高齢社会の進展に伴い、適宜、事業者の参入を促していきます。

(1) 訪問・通所系サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または、それぞれが密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と随時の対応をあわせてサービスを行います。

第 7 期に整備の見込みであり、事業者の参入を促していきます。

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
介護サービス(人/月)	—	—	—	0	10	10

※ 平成 29 年度は見込み値。

② 夜間対応型訪問介護

夜間に、定期的に巡回して行う訪問介護と、利用者からの連絡で随時対応する訪問介護を組み合わせたサービスを行います。

第 7 期の見込みはありませんが、整備の必要性について検討をしていきます。

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 平成 29 年度は見込み値。

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方等が特別養護老人ホームやデイサービスセンター等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助や機能訓練を行います。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	24	23	30	30	35	39
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 平成29年度は見込み値。

④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に訪問や宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、生活や健康等の相談、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	53	66	64	78	89	100
介護予防サービス(人/月)	3	4	4	5	5	5

※ 平成29年度は見込み値。

⑤ 地域密着型通所介護

小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであること、また、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があることから、平成28年度から市が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけられました。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	—	204	165	169	168	170

※ 平成29年度は見込み値。

(2) 施設・居住系サービス

① 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の方が共同生活住居で、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	73	79	84	87	87	105
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 平成29年度は見込み値。

② 地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模な介護専用の有料老人ホーム等の入居者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。

第7期の見込みはありませんが、整備の必要性について検討をしていきます。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 平成29年度は見込み値。

③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模な特別養護老人ホームの入所者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。

第7期の見込みはありませんが、整備の必要性について検討をしていきます。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 平成29年度は見込み値。

④ 看護小規模多機能型居宅介護

通いを中心に訪問や宿泊、訪問看護を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、生活や健康等の相談、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

第7期の見込みはありませんが、整備の必要性について検討をしていきます。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 平成29年度は見込み値。

第3節 施設サービス

介護保険施設サービスについては、市外施設の利用等も考慮し、要介護者の様態にあった施設サービス量の確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図っていきます。

また、平成 30 年度から新たな介護保険施設として、介護医療院が創設されるとともに、現行の介護療養病床の経過措置期間が6年間延長され、平成35年度末までに順次他の機能をもつ施設に転換することから、今後の動向を注視しながら適切な対応を図ります。

なお、サービスの過剰な供給は、介護給付費の上昇に繋がることから、施設サービスと在宅サービスのバランスが取れた利用を促していきます。

(1) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、居宅での介護が困難な方に入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練、健康管理、療養上の介助を行います。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	214	236	263	275	302	304

※ 平成 29 年度は見込み値。

② 介護老人保健施設

安定した病状期にあり看護・医学的管理下での介護や、日常生活上の援助の必要な方が在宅への復帰を目指して、リハビリテーション等のサービスを行います。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	125	120	125	128	130	132

※ 平成 29 年度は見込み値。

第2章 介護保険事業の実績と見込み

第3節 施設サービス

③ 介護医療院

介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設となり、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えたサービスとなります。

第7期の見込みはありませんが、整備の必要性について検討していきます。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	—	—	—	0	0	0

※ 平成29年度は見込み値。

④ 介護療養型医療施設

安定した病状期にあり、長期の療養が必要な方に看護、医学的管理下での介護や、日常生活上の援助・機能訓練・療養上の介助を行います。

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	10	5	6	5	5	5

※ 平成29年度は見込み値。

第4節 市町村特別給付

上乗せ・横出しサービスとなる市町村特別給付は、全額介護保険料から賄う、市の独自事業としてサービスを実施しています。

サービス開始時より、高齢者の移送サービスが拡充してきましたが、介助の必要な要介護認定者の移送手段として、今後のサービス利用の動向も確認しながら、継続実施をしていきます。

① ケアタクシー事業

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

要介護の認定があり、通院等乗降介助の必要性がある方に対し、定期通院のためのケアタクシー利用時の運賃助成を行います。

今後の方向性

要介護認定者への通院支援は、状態が重度とならないための対策ですが、第1号被保険者の保険料を原資とする事業であり、保険料への影響を考慮し、利用者負担の平等性の確保の観点等から、ケアタクシー事業の内容等を検討しながら、市町村特別給付事業として継続実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
給付費(千円)	10,491	9,480	8,696	9,000	8,000	7,000

※ 平成29年度は見込み値。

第3章 地域支援事業の実績と見込み

第1節 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたって

2014（平成26）年度の介護保険法改正に伴い、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）が全市町村において実施されることとなり、本市では、平成28年2月より総合事業を開始しました。

総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

本市では、多様な生活支援・介護予防サービスの整備を推進するうえで、高齢者が地域の中で身近に生きがいや役割をもって生活できる居場所の確保、社会参加できる環境の整備及び高齢者自身が介護予防活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて、参加や通いの場が継続的に拡充していく地域づくりを推進していくことが、重要であると捉えています。

総合事業を構成する各事業の内容及び対象者

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

○対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。

- ① 要支援認定を受けた者
- ② 基本チェックリスト該当者（事業対象者）

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

※事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
※基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
※予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

(2) 一般介護予防事業

○対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

施策の方向1 介護予防・生活支援サービス事業

〔 施策の方針 〕

介護予防・生活支援サービスの体制整備等を進め、地域や関係機関との連携による総合事業の充実を図ります。

また、第6期からの新たな制度に基づき、多様な主体によるサービス提供の確保及びその推進に取り組みます。

① 訪問型サービス

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

訪問型サービスは、次の通り分類されています。

- ① 従前相当の訪問介護サービス
- ② 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③ 訪問型サービスB(住民主体による支援)
- ④ 訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
- ⑤ 訪問型サービスD(移動支援)

このうち本市では、①従前相当の訪問介護サービスに加え、多様なサービスのひとつとして、②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）を平成29年8月より開始しています。

今後の方向性

地域の実情を把握し、介護予防・生活支援サービス協議体を開催し、関係者の意見を踏まえ、③訪問型サービスB(住民主体による支援)の実施について検討していきます。元気な高齢者が担い手となることにより、地域の支え合い体制を推進し、よりよい地域づくりを目指します。

② 通所型サービス

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

通所型サービスは、次の通り分類されています。

- ① 従前相当の通所介護サービス
- ② 通所型サービス A(緩和した基準によるサービス)
- ③ 通所型サービス B(住民主体による支援)
- ④ 通所型サービス C(短期集中予防サービス)

このうち本市では、①従前相当の通所介護サービスを実施しています。

今後の方向性

地域のニーズと地域資源を把握し、住民主体で行うサービス（定期的な交流会や居場所づくりなど）の実施に向けて、介護予防・生活支援サービス協議体を開催し、関係者の意見を踏まえ、実施について検討していきます。

③ その他の生活支援サービス

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

その他の生活支援サービスは、次のとおり規定されています。

- ① 栄養改善を目的として行う配食
- ② 住民ボランティア等が行う訪問による見守り
- ③ 自立した日常生活の支援に資する生活支援

今後の方向性

サービスの担い手となる多様な社会資源を把握し、実施について検討していきます。

④ 介護予防ケアマネジメント

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

要支援認定者や事業対象者に対し、心身の状況や置かれている環境等に応じて、適切な総合事業におけるサービス等が提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを実施しています。

今後の方向性

要支援・要介護状態の予防やその重症化予防が図られ、また、自立した日常生活が送られるよう自立支援を視点とした介護予防ケアマネジメントを実施していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護予防ケアマネジメント(延べ件)	—	1,012	1,615	1,630	1,645	1,660

※ 平成29年度は見込み値。

施策の方向2 一般介護予防事業

〔 施策の方針 〕

一般介護予防事業は、住民互助や民間サービス等との連携を通じ、要介護状態になっても住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送れる地域の実現を目指すことを目的としています。

本市の実態と実情に適切なサービス提供を目指し、地域や住民と連携した事業の実施を図るとともに、各種活動への支援を行います。

① 介護予防把握事業

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、介護予防に係る教室や集まりへの参加勧奨、及び住民主体の介護予防活動へつなげることを目的としています。

本事業は、在宅介護支援センターに委託をし実施しています。

今後の方向性

地域に潜在する支援を必要とする高齢者をより多く把握するため、地域や関係機関から随時把握する、という形を体制化することを検討していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
訪問件数(件)	179	142	178	180	200	200

※ 平成29年度は見込み値。

② 介護予防普及啓発事業

〔担当：高齢者支援課・健康増進課〕

事業概要と現状

認知症予防及びロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防について、運動、食事、口腔など、さまざまな角度で知識の向上、運動の実践や楽しみながらの脳の活性化を行うなど、専門の講師を招いて講演会や予防教室を実施しています。

また、予防教室における取組として、地域の高齢者を対象に介護予防の知識普及・閉じこもり予防などを目的とし、ボランティアと保健師等が連携して「ふれあい教室」を開催しています。

今後の方向性

現行の講演会や予防教室の実施に加え、今後は、高齢者が歩いて通える地域に、介護予防に資する体操等を広めることで、高齢者の社会参加を図るとともに、住民主体の通いの場の普及啓発を行っていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
認知症予防講演会受講者数(人)	119	180	130	150	180	210
ロコモティブシンドローム予防講演会 受講者数(人)	107	64	66	90	110	130
ふれあい教室参加者数(人)	85	80	75	75	75	75

※ 平成29年度は見込み値。

③ 地域介護予防活動支援事業

〔担当：高齢者支援課・健康増進課〕

事業概要と現状

誰でも一緒に参加できる介護予防活動の地域展開を目指し、地域で介護予防に取り組む自主グループの継続的な活動に対し、保健師等を派遣し活動支援をしています。

本市では、「てんとう虫教室」を、高齢者の転倒を予防し、骨折による寝たきりや要介護状態を防ぐことを目的に、平成 21 年度から毎年 2 地区ずつ実施しています。終了後、参加者自身で継続できるように支援していますが、地域で自主的に継続することが難しいのが現状です。

今後の方向性

地域における自発的な介護予防活動を担うことができる人材の育成やその活動を支援する事業として、シニアリーダー養成研修等の実施について検討をしていきます。

また、この研修を修了した元気な高齢者が中心となって行う通いの場づくり等の検討に向けて、効果的かつ効率的に支援していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
てんとう虫教室開催地区(地区)	2	3	3	3	3	3
てんとう虫教室参加人数(人)	39	46	59	50	50	50

※ 平成 29 年度は見込み値。

④ 一般介護予防事業評価事業

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

65 歳以上の新規認定者やその介護度別割合、認定率、生活圏域二一ズ調査の結果、住民主体の介護予防活動の取り組み状況等は、重要な指標になると考えられ、定期的な状況把握が必要とされています。

今後の方向性

本計画に定める目標値の達成状況等の検証を行うとともに、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体の評価を行っていきます。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

地域における介護予防の取り組みを強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与（派遣、講習等）を促進することを目的とする事業です。

本市では、住民主体の集まりにリハビリテーション専門職等の協力により、介護予防に関する知識の普及や体操を行っています。

今後の方向性

地域の実情に合わせて柔軟に対応し、住民主体の通いの場への派遣などといった効果的かつ効率的なリハビリテーション専門職等の活用の手法について検討していきます。

第2節 介護と医療の連携の推進

施策の方向1 在宅医療・介護連携の推進

〔 施策の方針 〕

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域における医療と介護の関係機関等との連携を図り、在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築を目指します。

① 医療機関と介護との連携の推進

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を構築するための必要な支援について、国は、在宅医療・介護連携推進事業において、以下の8つの事業項目を定め、それぞれの取り組みを実施する体制の整備を求めています。

本市においては、医療と介護の多職種からなる研修会を開催し、地域の課題について意見交換を実施するほか、市民向けの講演会を開催しています。

1. 地域の医療・介護資源の把握
2. 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
3. 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
4. 医療・介護関係者の情報共有の支援
5. 在宅医療・介護連携に関する相談支援
6. 医療・介護関係者の研修
7. 地域住民への普及啓発
8. 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

今後の方向性

2025 年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、関係機関や地域との連携を強化し、地域包括ケアシステムの実現へと繋げるための医療連携のネットワークづくりを推進します。

また、医療と介護の連携に当たっては、医師会をはじめとする関係機関等の理解・協力が必要不可欠と考え、医療と介護の多職種と顔の見える検討の場を確保し、在宅医療・介護連携推進事業の8つの事業に取り組み、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

第3節 認知症施策の推進

施策の方向1 認知症に係る総合的な支援

〔 施策の方針 〕

国が、平成 27 年 1 月に策定した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）において、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会」の実現を掲げています。新オレンジプランの実現のため、市が主体となって、医療機関をはじめとした各関係機関と連携を図りながら、施策を推進します。

① 認知症についての知識の普及啓発

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

認知症の人と家族を支える地域づくりの推進に向け、地域全体が認知症を正しく理解し、知識を深めるための取り組みが重要です。本市では、地域住民のほか、学生、事業者、官公署等に対して認知症サポーター養成講座を実施しています。

今後の方向性

認知症についての理解や対応は、認知症サポーター養成講座を通して普及活動を行っていますが、まだまだ認知症に対する偏見や誤解もあると考えます。

よって、今後も年代を問わず幅広く知識や理解を広めるため、認知症サポーター養成講座を継続して実施していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
サポーター養成講座(回)	27	21	24	20	20	20
受講者(人)	659	717	1,200	1,000	1,100	1,100

※ 平成 29 年度は見込み値。

② 認知症の相談支援体制の充実

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図るため、平成29年4月に認知症初期集中支援チームを設置しました。地域包括支援センターや認知症初期集中支援チーム、そして認知症地域支援推進員が関係機関等と連携を図りながら認知症の人や家族等からの相談対応を行っています。

今後の方向性

認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動の充実、認知症疾患医療センターをはじめとした関係機関との連携強化により、相談支援体制の更なる充実を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
認知症初期集中支援チーム(チーム)	—	—	1	1	1	1
認知症地域支援推進員(人)	—	—	3	3	3	3

③ 認知症の人及び家族支援の強化

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

介護離職ゼロの実現に向けて、介護する家族の不安や悩みに答える相談支援体制の充実が求められ、認知症の人やその家族が集う取り組みの普及やその活動に関する情報の発信が必要となっています。

今後の方向性

認知症の人を介護する家族の精神的、身体的負担の軽減のため、認知症の人やその家族が気軽に立ち寄ることができ、相談できるような認知症カフェや認知症家族交流会の開催を支援します。

④ 家族介護支援事業

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

重度の要介護認定者等に紙おむつ等を支給することにより、その介護者の経済的・精神的負担の軽減を図ります。

今後の方向性

重度の要介護高齢者を抱える介護者の身体的及び精神的並びに経済的な負担の軽減を図るとともに、在宅での介護を支える事業として今後も継続して実施していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者(延べ人)	1,326	1,296	1,272	1,300	1,300	1,300

※ 平成29年度は見込み値。

施策の方向2 高齢者の権利擁護

〔 施策の方針 〕

平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、国において、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 カ年を対象とする成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）が策定されました。その中では、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

本市においても、成年後見制度の利用の促進に関し、庁内連携等を始めとして周知等について、推進していきます。

① 成年後見制度利用支援事業

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

成年後見制度とは、認知症や精神上的の障害により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人、保佐人、補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護することです。

身寄りがなく成年後見の申立てをする親族がいない高齢者等に対し、市長申立て等に要する経費並びに報酬費用について、全部または一部を助成しています。

今後の方向性

身寄りがなく成年後見の申立てをする親族がいない高齢者等に対し、相談体制の強化を図るとともに、市長申立てに係る費用等の助成について継続していきます。

② 市民後見人制度の推進

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

市民後見人とは、一般市民による成年後見人で、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合、市民後見人が家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行います。市民後見人の育成及び活用については、市町村が主体となり地域の後見ニーズ等を把握しながら地域に合った取り組みを行うことが重要とされています。

今後の方向性

高齢者の増加とともに認知症の人も増える中で、成年後見制度の必要性が高まっており、市民後見人を養成することが重要となってきています。

地域の後見ニーズ等を把握しながら、市民後見人の育成について検討していきます。

第4節 在宅生活の継続を支える地域づくり

施策の方向1 地域包括支援センターの運営

〔 施策の方針 〕

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい自立した生活が継続できるよう、関係機関及び地域における関係者等と連携を行いながら、包括的な支援へとつながる相談支援体制の強化に取り組むなど、地域包括支援センター機能の充実を図ります。

① 総合相談支援事業

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

高齢者に関する様々な相談に対して的確な状況把握を行い、適切なサービス利用や機関、制度の利用につなげるなど、必要な対応支援を実施しています。

地域における高齢者等の相談窓口として、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターブランチを設置し、365日24時間体制で相談対応を行っています。

今後の方向性

高齢者に関する様々な相談に対して、関係機関及び地域における関係者等との連携を密に図りながら、適切なサービス利用や機関、制度の利用につなげられるよう支援します。

地域における高齢者の相談窓口として設置された地域包括支援センターブランチにおいても、365日24時間体制で相談対応を行います。

また、相談内容は複雑・多様化する傾向にあり、研修等を通して対応・調整力を高めるなど実践力の向上に努めていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
総合相談(延べ件)	1,152	1,172	1,050	1,070	1,090	1,110
地域包括支援センターブランチでの 相談(延べ件)	108	87	115	115	115	115

※ 平成29年度は見込み値。

② 権利擁護事業

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

養護者による高齢者虐待の相談・通報を受け付け、状況把握、対応支援等を実施しています。

また、総合相談等の中で、成年後見制度の利用が必要な高齢者や家族等に対し、制度の紹介等を実施しています。

今後の方向性

高齢者の虐待対応については、状況把握、対応支援を適切に行うとともに、介護者支援、虐待防止の啓発活動、関係機関との連携強化に努めていきます。

また、成年後見制度の利用については、相談対応の中で利用の必要性や制度の紹介等を行っていくとともに、制度の啓発に努めていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
養護者による高齢者虐待相談(延べ件)	69	163	110	110	110	110
成年後見制度に係る相談(延べ件)	13	9	15	15	15	15

※ 平成29年度は見込み値。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

介護支援専門員への支援として、居宅介護支援事業所等連絡調整会議の開催や居宅介護支援事業所等への巡回訪問、個別相談に対応しています。居宅介護支援事業所等連絡調整会議については、主任介護支援専門員の協力のもと実施しています。

今後の方向性

居宅介護支援事業所等連絡調整会議の開催や居宅介護支援事業所への巡回訪問を通して、介護支援専門員同士のネットワークづくりや資質向上のための研修の実施、また、介護支援専門員に対する個別支援を行うとともに、関係機関とのネットワークづくりを行っていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
居宅介護支援事業所等連絡調整会議(回)	4	5	6	5	5	5
介護支援専門員からの相談(延べ件)	117	124	120	120	120	120

※ 平成29年度は見込み値。

施策の方向2 生活支援サービスの体制整備

〔 施策の方針 〕

介護予防・生活支援サービスの体制整備、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進するため介護予防・生活支援サービス協議体等を活用し、また、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置を通じて、地域における介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向け、施策の検討をしていきます。

① 介護予防・生活支援サービス協議体

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

平成 27 年度に立ち上げた「東金市介護予防・生活支援サービス研究会」を母体として、平成 28 年度に市内全域を対象とする第 1 層の協議体となる「東金市介護予防・生活支援サービス協議体（以下「協議体」といいます。）」を設置し、多様化する高齢者のニーズに対し、新たなサービスの創出等について検討してきました。

今後の方向性

第 1 層の協議体に加え、より地域に根ざした第 2 層の協議体の設置に向けて、検討を行っていきます。

② 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

平成 29 年 7 月に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を第 1 層に 1 名配置しました。まずは地域の資源把握、高齢者の生活ニーズ調査、意識の啓発等を行っています。

今後の方向性

第 2 層の協議体の設置の検討に合わせる形で、第 2 層の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置に向けて検討していきます。

施策の方向3 地域ケア会議の推進

〔 施策の方針 〕

高齢者等が抱える多様な課題に対応し、安心して自分らしい生活を継続することを目指し、個別支援のみならず、地域全体の支援体制を構築するための会議を開催します。

① 地域ケア会議の充実

〔担当：高齢者支援課〕

事業概要と現状

支援困難事例や地域課題が内在する事例等に対し、関係機関や地域における関係者とともに個別課題の解決を図るための地域ケア個別会議を実施し、支援の充実と地域課題の把握に努めています。

今後の方向性

支援や介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自立した生活を可能な限り継続できる地域包括ケアシステムを構築するため、個別事例における課題解決の検討、地域課題の把握更には、地域づくりや社会資源の開発等につなげられるよう、地域ケア個別会議を開催するとともに、全体的な会議としての地域ケア推進会議を実施していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域ケア個別会議の開催(回)	3	3	3	3	4	4
地域ケア推進会議の開催(回)	0	0	0	1	1	1

※ 平成29年度は見込み値。

第4章 第7期介護保険事業の見込み

第1節 介護保険サービス等の見込み量

(1) 介護サービス見込み量

本計画期間における介護サービス給付費等の見込みは、次の通りとなります。

① 居宅サービス給付費（単位：上段より給付費（千円）、回数（回））

	単 位	第 7 期見込み			推 計 値
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
訪問介護	年 額	466,910	466,616	458,940	490,123
	回/年	14,081	14,083	13,841	14,800
訪問入浴介護	年 額	32,451	34,778	36,235	39,072
	回/年	229	245	256	276
訪問看護	年 額	74,125	76,411	80,926	101,108
	回/年	1,177	1,211	1,282	1,600
訪問リハビリテーション	年 額	15,057	16,066	16,066	19,221
	回/年	430	458	458	547
居宅療養管理指導	年 額	32,930	35,191	38,077	43,050
通所介護	年 額	484,950	503,412	537,514	759,175
	回/年	4,909	5,119	5,469	7,722
通所リハビリテーション	年 額	271,405	287,271	305,886	352,261
	回/年	2,524	2,677	2,860	3,348
短期入所生活介護	年 額	184,965	187,645	200,326	247,219
	回/年	1,888	1,919	2,050	2,534
短期入所療養介護（老健）	年 額	25,680	27,945	30,198	38,034
	回/年	191	209	227	287
短期入所療養介護（病院等）	年 額	0	0	0	0
	回/年	0	0	0	0
福祉用具貸与	年 額	143,241	148,561	155,687	180,437
特定福祉用具購入費	年 額	5,737	6,807	7,499	8,506
住宅改修費	年 額	8,718	11,107	11,006	13,280
特定施設入居者生活介護	年 額	87,763	94,052	100,904	115,908
小計(A)	年 額	1,833,932	1,895,862	1,979,264	2,407,394

第4章 第7期介護保険事業の見込み
第1節 介護保険サービス等の見込み量

② 地域密着型サービス給付費（単位：上段より給付費（千円）、回数（回））

	単 位	第 7 期見込み			推計値
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	年 額	0	19,724	19,724	29,586
夜間対応型訪問介護	年 額	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	年 額	44,138	50,825	55,751	65,603
	回/年	326	379	419	499
小規模多機能型居宅介護	年 額	170,276	192,083	212,230	273,640
認知症対応型共同生活介護	年 額	256,449	256,564	310,116	388,177
地域密着型特定施設入居者生活介護	年 額	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	年 額	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	年 額	0	0	0	0
地域密着型通所介護	年 額	188,457	186,669	188,236	198,423
	回/年	1,913	1,899	1,918	2,061
小計(B)	年 額	659,320	705,865	786,057	955,429

③ 施設サービス給付費（単位：給付費（千円））

	単 位	第 7 期見込み			推計値
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護老人福祉施設	年 額	854,492	938,960	944,113	1,235,716
介護老人保健施設	年 額	423,694	430,585	437,357	479,402
介護医療院	年 額	0	0	0	22,674
介護療養型医療施設	年 額	17,492	17,499	17,499	—
小計(C)	年 額	1,295,678	1,387,044	1,398,969	1,737,792

第4章 第7期介護保険事業の見込み
第1節 介護保険サービス等の見込み量

④ 居宅介護支援給付費（単位：給付費（千円））

	単 位	第 7 期見込み			推計値
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
居宅介護支援	年 額	230,098	235,639	243,572	259,732
小計(D)	年 額	230,098	235,639	243,572	259,732

⑤ 介護給付費（単位：給付費（千円））

	単 位	第 7 期見込み			推計値
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
小計(A)居宅サービス	年 額	1,833,932	1,895,862	1,979,264	2,407,394
小計(B)地域密着型サービス	年 額	659,320	705,865	786,057	955,429
小計(C)施設サービス	年 額	1,295,678	1,387,044	1,398,969	1,737,792
小計(D)居宅介護支援	年 額	230,098	235,639	243,572	259,732
小計(E)	年 額	4,019,028	4,224,410	4,407,862	5,360,347

(2) 介護予防サービス見込量

本計画期間における介護予防サービス給付費等の見込みは、次のとおりとなります。

① 介護予防サービス給付費（単位：上段より給付費（千円）、日数（日）、回数（回））

	単 位	第 7 期見込み			推計値
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防訪問介護	年 額	—	—	—	—
介護予防訪問入浴介護	年 額	0	0	0	0
	回/年	0	0	0	0
介護予防訪問看護	年 額	1,478	1,478	1,478	1,478
	回/年	45	45	45	45
介護予防訪問リハビリテーション	年 額	540	540	540	1,218
	回/年	16	16	16	36
介護予防居宅療養管理指導	年 額	931	1,534	1,918	2,194
介護予防通所介護	年 額	—	—	—	—
介護予防通所リハビリテーション	年 額	3,905	4,373	4,839	6,326
介護予防短期入所生活介護	年 額	0	0	0	0
	日/年	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	年 額	0	0	0	0
	日/年	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	年 額	0	0	0	0
	日/年	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	年 額	6,019	6,258	6,722	8,233
特定介護予防福祉用具購入費	年 額	570	570	570	818
介護予防住宅改修	年 額	1,978	1,978	3,135	3,135
介護予防特定施設入居者生活介護	年 額	4,864	4,867	4,867	4,867
小計(F)	年 額	20,285	21,598	24,069	28,269

第4章 第7期介護保険事業の見込み
第1節 介護保険サービス等の見込み量

② 地域密着型介護予防サービス給付費（単位：上段より給付費、（千円）、回数（回））

	単 位	第 7 期見込み			推計値
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防認知症対応型通所介護	年 額	0	0	0	0
	回/年	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防小規模多機能型居宅介護	年 額	3,664	3,666	3,666	4,200
介護予防認知症対応型共同生活介護	年 額	0	0	0	0
小計(G)	年 額	3,664	3,666	3,666	4,200

③ 介護予防支援給付費（単位：給付費（千円））

	単 位	第 7 期見込み			推計値
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防支援	年 額	3,875	4,431	4,984	5,538
小計(H)	年 額	3,875	4,431	4,984	5,538

④ 予防給付費（単位：給付費（千円））

	単 位	第 7 期見込み			推計値
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
小計(F)介護予防サービス	年 額	20,285	21,598	24,069	28,269
小計(G)地域密着型介護予防サービス	年 額	3,664	3,666	3,666	4,200
小計(H)介護予防支援	年 額	3,875	4,431	4,984	5,538
小計(I)	年 額	27,824	29,695	32,719	38,007

(3) 標準給付費及び地域支援事業費の見込み(単位:千円)

本計画期間における標準給付費及び地域支援事業費の見込み額は、次の通りとなります。
なお、「見える化システム」に基づく推計値であるため、予算額とは一致しません。

① 標準給付費(単位:給付費(千円))

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
標準給付費(L)	年額	4,307,588	4,587,181	4,844,592	5,613,725
総給付費(【参考】-(J)+(K))	年額	4,044,538	4,301,131	4,542,542	5,393,769
小計(E)介護給付費	年額	4,019,028	4,224,410	4,407,862	5,360,347
小計(I)予防給付費	年額	27,824	29,695	32,719	38,007
【参考】小計(E)+小計(I)	年額	4,046,852	4,254,105	4,440,581	5,398,354
財政影響額(J)	年額	2,314	3,638	3,810	4,585
消費税率等の影響額(K)	年額	0	50,664	105,771	—
特定入所者介護サービス費等給付額	年額	147,000	158,000	160,000	181,836
高額介護サービス費等給付額	年額	100,000	111,000	123,000	16,812
高額医療合算介護サービス費等給付額	年額	13,000	14,000	16,000	16,812
算定対象審査支払手数料	年額	3,050	3,050	3,050	4,496

② 地域支援事業費(単位:給付費(千円))

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
地域支援事業費(M)	年額	145,000	151,000	158,000	177,000
介護予防・総合事業費	年額	77,000	80,000	84,000	94,000
包括的支援事業・任意事業費	年額	68,000	71,000	74,000	83,000

③ 給付費総額(単位:給付費(千円))

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
給付費総額	年額	4,452,588	4,738,181	5,002,592	5,790,725
標準給付費(L)	年額	4,307,588	4,587,181	4,844,592	5,613,725
地域支援事業費(M)	年額	145,000	151,000	158,000	177,000

第2節 第1号被保険者の介護保険料

(1) 介護保険事業の財源構成及び第1号被保険者の負担割合

① 介護保険事業の財源構成

介護給付および予防給付に要する費用と地域支援事業費の財源は、国・県・市の負担金、国の調整交付金、第1号被保険者（65歳以上）の保険料、第2号被保険者（40歳から64歳）の保険料で構成されています。

また、介護給付費等は、公費（国、県、市）と保険料（第1号、第2号被保険者）で、50%ずつ負担する仕組みとなっています。

各々の負担割合については、次の通りとなります。

	保険料		公費			
	第1号	第2号	国	調整交付金	都道府県	市区町村
介護給付費等(施設等分を除く)	23%	27%	20%	5%	12.5%	12.5%
介護給付費等(施設等分)	23%	27%	15%	5%	17.5%	12.5%
介護予防・総合事業	23%	27%	20%	5%	12.5%	12.5%
包括的支援事業・任意事業	23%	—	38.5%	—	19.25%	19.25%

② 第1号被保険者の負担割合

第1号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により、政令で定められています。第6期計画期間では22.0%でしたが、第7期計画期間は23.0%となります。

また、国の負担分のうち、5.0%に相当する調整交付金は、全国の前後期高齢者人口割合（65～74歳、75～84歳、85歳以上）・所得段階層割合と比較して保険者ごとに増減がされることになっており、本市の見込みは3年間平均で約2.68%、不足する2.32%については第1号被保険者の保険料で負担することとなります。

したがって、本市での介護保険事業の財源構成は、次の通りとなります。

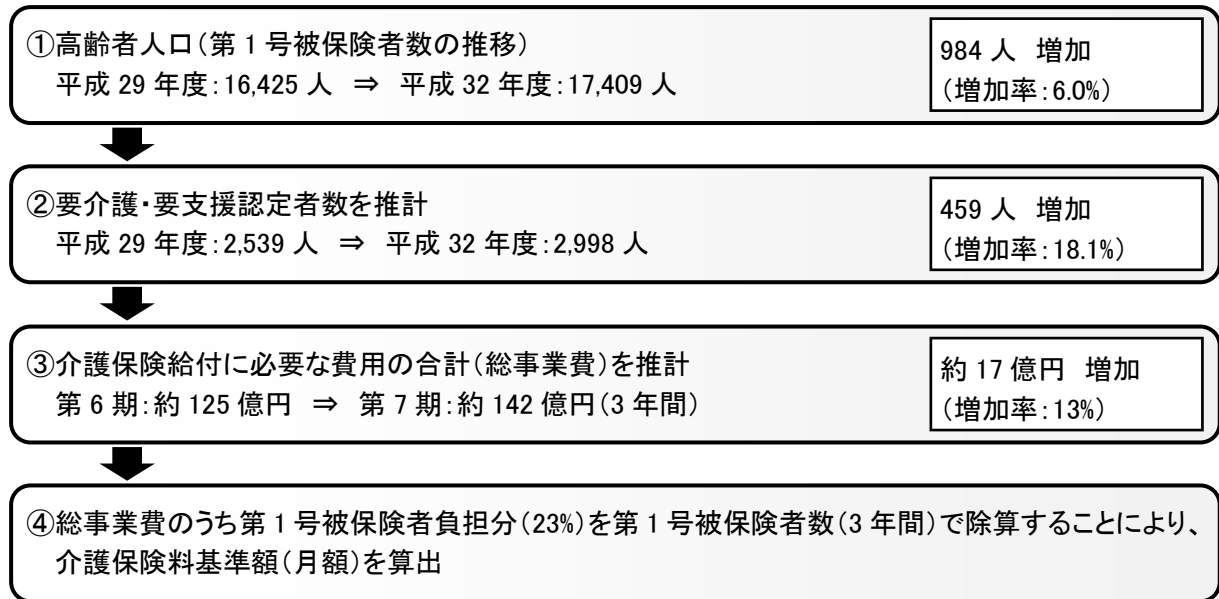
	保険料		公費		
	第1号	第2号	国	都道府県	市区町村
介護給付費等(施設等分を除く)	25.32%	27%	22.68%	12.5%	12.5%
介護給付費等(施設等分)	25.32%	27%	17.68%	17.5%	12.5%
介護予防事業	25.32%	27%	22.68%	12.5%	12.5%
包括的支援事業・任意事業	23%	—	38.5%	19.25%	19.25%

(2) 第1号被保険者の保険料及び所得段階の設定

① 第7期計画期間（本計画）の所得段階及び保険料率

高齢者の増加に伴う介護給付費の増加等により保険料水準の上昇が見込まれる中、保険料段階の弾力化や介護給付費準備基金の活用等により保険料上昇の抑制に努め、本市における第7期の介護保険料を設定します。

② 第1号被保険者の保険料の基準額の算出



第7期（平成30年度～平成32年度）の

介護保険料基準額（月額）は、5,700円となります。

※ 第6期（平成27年度～平成29年度）介護保険料基準額は5,400円

※ 平成37年度には7,700円程度と試算しています。

第4章 第7期介護保険事業の見込み

第2節 第1号被保険者の介護保険料

■ 第7期計画期間の所得段階及び保険料率

所得段階	対象者	標準割合	保険料 年額	構成比
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の方	基準額 × 0.5	34,200 円 (月額 2,850 円)	17.7%
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の方	基準額 × 0.75	51,300 円 (月額 4,275 円)	6.6%
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 120 万円超の方	基準額 × 0.75	51,300 円 (月額 4,275 円)	5.8%
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の方	基準額 × 0.9	61,560 円 (月額 5,130 円)	17.0%
第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の方	基準額	68,400 円 (月額 5,700 円)	12.2%
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額 × 1.2	82,080 円 (月額 6,840 円)	16.2%
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の方	基準額 × 1.3	88,920 円 (月額 7,410 円)	13.0%
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	基準額 × 1.5	102,600 円 (月額 8,550 円)	6.1%
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上の方	基準額 × 1.7	116,280 円 (月額 9,690 円)	5.4%

■ 所得段階別加入者数

所得段階	所得段階別加入者見込み数				
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	3 か年度計	
第1段階	2,978 人	3,035 人	3,087 人	9,100 人	17.7%
第2段階	1,103 人	1,124 人	1,143 人	3,370 人	6.6%
第3段階	977 人	996 人	1,014 人	2,987 人	5.8%
第4段階	2,852 人	2,907 人	2,957 人	8,716 人	17.0%
第5段階	2,045 人	2,084 人	2,120 人	6,249 人	12.2%
第6段階	2,718 人	2,771 人	2,818 人	8,307 人	16.2%
第7段階	2,188 人	2,231 人	2,269 人	6,688 人	13.0%
第8段階	1,018 人	1,037 人	1,055 人	3,110 人	6.1%
第9段階	912 人	930 人	946 人	2,788 人	5.4%
合 計	16,791 人	17,115 人	17,409 人	51,315 人	100%

■ 所得段階別の保険料額

〔旧〕 第 6 期			
所得段階	標準割合	保険料年額	構成比
第 1 段階	× 0.45	29,160 円	18.7%
第 2 段階	× 0.75	48,600 円	6.2%
第 3 段階	× 0.75	48,600 円	5.7%
第 4 段階	× 0.9	58,320 円	19.7%
第 5 段階	基準額	64,800 円	11.8%
第 6 段階	× 1.2	77,760 円	14.5%
第 7 段階	× 1.3	84,240 円	11.2%
第 8 段階	× 1.5	97,200 円	6.6%
第 9 段階	× 1.7	110,160 円	5.6%

〔新〕 第 7 期			
所得段階	標準割合	保険料年額	構成比
第 1 段階	× 0.45	30,780 円	17.7%
第 2 段階	× 0.75	51,300 円	6.6%
第 3 段階	× 0.75	51,300 円	5.8%
第 4 段階	× 0.9	61,560 円	17.0%
第 5 段階	基準額	68,400 円	12.2%
第 6 段階	× 1.2	82,080 円	16.2%
第 7 段階	× 1.3	88,920 円	13.0%
第 8 段階	× 1.5	102,600 円	6.1%
第 9 段階	× 1.7	116,280 円	5.4%

※低所得者の保険料の軽減のため第 1 段階において標準割合を 0.5⇒0.45 に軽減しています

■ 保険料基準月額の推移

期	事業計画期間	基準月額	対前期比	
			増減額	増減率
第 1 期	平成 12 年度～平成 14 年度	2,620 円	—	—
第 2 期	平成 15 年度～平成 17 年度	2,850 円	230 円	8.8%
第 3 期	平成 18 年度～平成 20 年度	3,850 円	1,000 円	35.1%
第 4 期	平成 21 年度～平成 23 年度	3,700 円	△150 円	△3.9%
第 5 期	平成 24 年度～平成 26 年度	4,400 円	700 円	18.9%
第 6 期	平成 27 年度～平成 29 年度	5,400 円	1,000 円	22.7%
第 7 期	平成 30 年度～平成 32 年度	5,700 円	300 円	5.5%

第5章 介護保険制度の円滑な運営

第1節 サービス基盤整備の方針

(1) 本市の施設整備の状況と予定

施設整備の現状

サービス基盤整備について、身近で住み慣れた地域において介護サービスが受けられるよう、日常生活圏域を考慮した基盤整備を進める必要があります。

本市においては2圏域によるサービスの整備をすすめており、加えて、高齢者人口等の状況を踏まえ、適切な施設整備に努めています。

今後の方向性

本市では、介護保険施設等サービス基盤整備については、既存施設の整備意向や入所待機者の状況、地域の事業所整備状況等を踏まえ、保険者として適正に介護保険事業を運営できるように、計画的にサービス基盤整備を推進します。

第7期計画期間においては、介護老人福祉施設と定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護の整備を見込んでいます。

そのうち、介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護については、在宅医療等の追加的需要及び介護離職ゼロへの対応分として整備が求められているものであり、本市においても整備に向けた検討を行います。

地域密着型サービスについては、本市では未実施のサービスもありますが、引き続き福祉事業者のサービス提供を促し、市内での適切なサービス提供体制の整備に努めていきます。

	現状	第7期見込み・予定
	整備実績	整備
施設サービス		
介護老人福祉施設	250人	1施設／定員80人
地域密着型サービス		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0箇所	1事業所
認知症対応型共同生活介護	87人	1事業所／定員18人

第2節 介護給付適正化の方針

(1) 介護給付適正化計画の位置づけ

事業概要と現状

介護給付の適正化とは、適切な要介護認定を行うとともに、必要なサービスを過不足なく使えるよう、事業者が適切にサービスを提供するよう促すための取り組みです。

この取り組みにより、適切なサービスの確保を行うとともに、適正なサービス利用による費用の効率化を通じ、持続可能な介護保険制度の構築を目指しています。

本市の適正化事業は、要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検、給付費通知の主要5事業について継続実施が効果的であり、今後も実施する必要があります。

今後の方向性

本市では、国の「第4期介護給付適正化計画」及び「千葉県第4期介護給付適正化計画」に基づき、介護給付適正化を図るため、下記主要5事業について目標値を定め、第7期計画において継続的に取り組みをおこなうことで、効果的な事業の実施を目指します。

- 1) 要介護認定の適正化については、認定調査全件のチェックを行います。また、認定調査員の資質向上を目的とし、研修会へ参加します。
- 2) ケアプランの点検については、介護支援専門員の「気づき」を促がし、資質向上を図ることを目的とし、問題点や課題を共有しながら協働で点検を行います。
- 3) 住宅改修等の点検については、事前申請時の書面審査だけでなく、必要に応じて訪問調査を実施し、利用者の実情を確認したうえで給付の決定を行います。
- 4) 医療情報との突合・縦覧点検については、千葉県国民健康保険団体連合会からの情報をもとに、サービスの整合性や算定日数等を点検し、誤請求や重複請求があった場合には事業所へ過誤申立等の指導を行い、適正な給付を実施します。
- 5) 介護給付費通知については、サービス利用者に利用実績の確認をして頂くことで、事業所の架空請求や過剰請求の防止を図ります。

主要5事業	第7期見込み		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
要介護認定の適正化(件)	2,650	2,750	2,950
ケアプランの点検(事業所数/プラン件数)	4/12	5/15	5/15
住宅改修等の点検(件)	20	20	20
医療情報との突合・縦覧点検(件)	500	500	500
給付費通知発送(件)	4,000	4,000	4,000

第3節 円滑な事業運営の推進支援

介護保険事業の実施及び運用に当たっては、円滑な事業運営が不可欠となります。

本市では、市民はじめ、事業者や協力団体、関係機関等との連携を引き続き図っていくことで、市内の事業運営が滞ることなく運用していくことのできる環境を整備します。

(1) 介護保険事業の円滑な運営のための機関

主な機関	概要
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画懇話会	本懇話会は、現行計画の事業進捗の状況や計画策定に係る内容を調査検討するための会議となります。 引き続き、計画の進捗状況や重要事項について審議し、円滑な推進を図ります。
地域密着型サービス 運営委員会	本委員会は、サービスの指定を行う際の指定基準及び介護報酬を決定しようとするときに、市長に対し意見を述べたり、サービスの質の確保、運営評価等の適正な運営を確保する観点から必要な事項について協議を行います。
地域包括支援センター 運営協議会	本協議会は、地域包括支援センターの組織や運営に係る内容を協議する会議となります。 今後の地域包括支援センターを取り巻く状況等を勘案しつつ、地域包括支援センター運営協議会が適切、公正かつ中立的な運営を確保できるよう必要な協議を行います。

(2) 介護保険事業の情報の提供

主な取り組み	概要
介護サービス情報の公表 制度の周知	利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、「介護サービス情報の公表」制度の活用を促し、利用者への周知を図ります。
介護保険制度の普及啓発	介護保険制度への理解と適切な利用を促進するため、市民に対する普及啓発とサービス利用者に対する情報提供を行います。 ア. 市民に対する制度の普及啓発 イ. サービス利用者に対する情報提供
介護保険出前講座	介護保険制度のより一層の周知を目的に、介護保険担当職員が講師となって依頼地域への介護保険出前講座を開設しました。市民グループや各種団体を対象に実施します。

(3) 介護保険事業の質の向上・確保

主な取り組み	概要
事業者への適切な指導	保険者と事業者の連絡調整、事業者間の連携強化、情報提供などを行うとともに、研修会や集団指導、実地指導などを実施し、介護サービスの適正化や質の向上を図ります。
介護支援専門員などに対する支援	利用者の処遇に関して解決困難な問題を抱える介護支援専門員（ケアマネジャー）などに対し、地域包括支援センターが中心となって相談対応などの支援を行います。 また、介護支援専門員の質の向上のため、ケアプラン作成指導等の支援を実施します。
苦情相談体制の充実	介護サービスの普及に伴い多様化する解決困難な苦情に対して、市が窓口となり、関係機関と連携しながら対応します。また、必要に応じて「国民健康保険団体連合会」や「福祉サービス運営適正化委員会」など第三者機関等につなげます。
福祉サービス第三者評価の受審促進	国や千葉県が進める福祉サービス第三者評価について、市内事業者の受審を促進します。
介護人材の確保	不足する介護従事者の確保及び育成を図るため、国県等からの情報の収集等を図り、市内における安定的な介護人材の確保に努めます。

(4) サービス利用の促進

主な取り組み	概要
低所得者に対する利用者負担の軽減	低所得者のサービス利用者の利用者負担が、所得に対して過大となり、生計を圧迫することを軽減する必要があることから、利用者負担軽減策を講じます。 ・生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事業
福祉用具購入・住宅改修の受領委任方式	償還払い方式である福祉用具・住宅改修について、受領委任方式をとることで、利用者の負担軽減を図ります。

〈資料〉

資料 1	策定に係る資料	1 1 0
資料 2	法制度に係る資料	1 1 4

資料1 審議・協議に係る資料

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇話会

① 設置要綱

東金市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の円滑な策定及び推進に関し、専門的かつ総合的な立場から意見を聞くため、東金市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について審議し、提言する。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他高齢者の保健及び福祉に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 関係行政機関から推薦された者
- (4) 学識経験者
- (5) 介護保険に係る被保険者
- (6) 介護保険に係る費用負担関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、所掌事務に係る職務が終了するまでとする。ただし、委員がかけた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を各1名置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長がかけたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、市民福祉部高齢者支援課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月15日から施行する。

② 委員名簿

No.	分 野	所属機関	氏 名	備考
1	保健・医療 関係	山武郡市医師会東金ブロック長	齊 藤 喜 尊	
2		山武郡市歯科医師会東金ブロック長	井 合 雅 彦	
3		介護老人保健施設 老人ケアセンター浅井事務長	丸 山 久 太	
4	社会福祉 関係	特別養護老人ホーム 福福の里施設長	市 川 浩	
5		社会福祉法人 ゆりの木会	山 下 恵 子	
6		東金市地域密着型サービス事業所連絡会世話人	石 原 孝 雄	
7		介護老人保健施設 老人ケアセンター浅井	齊 藤 令 子	
8		東金市社会福祉協議会長	川 嶋 正 明	
9		東金市民生児童委員協議会長	佐 久 間 一 夫	
10		東金市長寿の会連合会長	永 田 乙 彦	
11	学識経験者	日本大学名誉教授	片 桐 昭 泰	会長
12		城西国際大学准教授	林 和 歌 子	
13	介護保険 被保険者	第1号被保険者	渡 邊 久 美 子	
14		第2号被保険者（費用負担者）	木 内 弘 子	
15	その他	東金市議会（文教厚生常任委員会）	土 肥 紀 英	副会長
16		東金市議会（文教厚生常任委員会）	上 野 高 志	

〈資料〉

資料1 審議・協議に係る資料

③ 協議経過

No.	開催日時	内 容	開催場所
1	平成 29 年 8 月 1 日(火) 13 時 00 分～	(1)介護保険制度及び基本指針について(報告) (2)次期計画の方針について(協議) (3)アンケート調査の実施及び結果概要について(報告) (4)事業進捗調査の今後の実施について(報告) (5)その他	東 金 市 役 所 第 1 庁 舎 3 階 第 1 委 員 会 室
2	平成 29 年 10 月 3 日(火) 13 時 10 分～	(1)事業進捗調査の結果について(報告) (2)計画素案(序論・総論及び各論の体系構成)について(協議) (3)個別検討事項について(協議) ①日常生活圏域の設定と地域包括支援センター ②市町村特別給付 (4)地域分析について(報告) (5)その他	東 金 市 役 所 第 1 庁 舎 3 階 第 1 委 員 会 室
3	平成 29 年 12 月 20 日(水) 13 時 10 分～	(1)個別検討事項について ①サービス基盤整備の考え方(協議) (2)計画素案(高齢者保健福祉計画)について(協議) (3)計画素案(介護保険事業計画)について(協議) (4)介護保険料について(報告)	東 金 市 役 所 第 1 庁 舎 3 階 第 1 委 員 会 室
4	平成 30 年 2 月 13 日(火) 13 時 10 分～	(1)第 8 次高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画(案) ①計画総論 ②計画各論 1 ③計画各論 2 ④第 7 期介護保険料 (2)その他 ①来年度以降の懇話会の運営について	ふれあいセンター 2 階栄養指導室

(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた庁内関係部署との調整会議

① 出席者名簿

No.	所属機関	職種
1	市民福祉部	市民福祉部長
2	企画政策部	企画課長
3		企画係長
4		市民協働係長
5		統計調査係長
6		医療センター推進担当係長
7	総務部	総務課長
8		消防防災課長
9	市民福祉部	社会福祉課長
10		高齢者支援課長
11		こども課長
12		国保年金課長
13		健康増進課長
14		成人保健係長
15	経済環境部	商工観光課長
16	建設部	建設課長
17		都市整備課長
18	教育部	学校教育課長
19		生涯学習課長
20		スポーツ振興課長

② 協議経過

開催日時	内 容	開催場所
平成 29 年 11 月 15 日(水) 10 時 00 分～	東金市第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定に係る評価及び次期計画の策定に係る項目について	東金市役所 第1庁舎2階 202 会議室

資料2 法制度に係る資料

(1) 関連法等

① 老人福祉法

第一条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

② 介護保険法

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第百十六条 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

③ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

地域包括ケアシステムを強化するため、市町村介護保険事業計画の記載事項への被保険者の地域における自立した日常生活の支援等に関する施策等の追加、当該施策の実施に関する都道府県及び国による支援の強化、長期療養が必要な要介護者に対して医療及び介護を一体的に提供する介護医療院の創設、一定以上の所得を有する要介護被保険者等の保険給付に係る利用者負担の見直し並びに被用者保険等被保険者に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金の額の算定に係る総報酬割の導入等の措置を講ずること。

第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

発行年月：平成30年3月

発行：東金市

編集：東金市市民福祉部　高齢者支援課・健康増進課

所在地：〒283-8511　千葉県東金市東岩崎1番地1

電話：0475（50）1219（直通）